

神戸市国民保護計画 (資料編)

令和7年3月

神戸市

目 次

第1 関係機関一覧	1
第1 関係機関一覧	1
1 県・市町.....	1
2 指定行政機関.....	3
3 指定地方行政機関.....	4
4 指定公共機関.....	5
5 指定地方公共機関.....	7
6 消防本部・消防署.....	8
7 警察本部・警察署.....	10
第2 避 難	12
第2 避 難	12
1 避難施設 兼 緊急一時避難施設.....	12
2 緊急一時避難施設.....	21
第3 救 援	24
第3 救 援	24
1 病院・医療機関等.....	24
2 火葬場.....	40
第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	42
第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処	42
1 生活関連等施設の定義.....	42
2 危険物質等の定義.....	44
3 危険物質等に対する措置.....	47
4 神戸市消防局NBC災害対応装備保有状況.....	50
5 神戸市保有車両一覧*.....	52
6 神戸市内飛行場外離着陸場一覧表*.....	54
7 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場*.....	57
8 大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート*.....	58
9 県外その他医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場*.....	59
10 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧.....	59
第5 様式集	60
第5 様式集	60
1 安否情報関係.....	60
2 被害情報の報告様式.....	65

3	火災・災害等即報要領に定める報告.....	65
第6	条例・要綱等.....	72
第6	条例・要綱等.....	72
1	神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.....	72
2	神戸市国民保護協議会条例.....	74
3	神戸市国民保護協議会運営要綱.....	75
4	神戸市国民保護協議会の構成.....	76
5	神戸市防災指令規程*.....	82
6	神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱.....	85
第7	省令・告示等.....	93
第7	省令・告示等.....	93
1	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）（様式は別掲）....	93
2	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準.....	95
3	火災・災害等即報要領（様式は別掲）.....	102
4	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方.....	114
5	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン.....	115
第8	締結協定一覧.....	125
第8	締結協定一覧（令和6年12月現在）.....	125
1	自治体との相互応援協定.....	125
2	大都市との相互応援協定.....	125
3	消防組織にかかる応援協定.....	125
4	防災関連機関等との応援協定.....	126

目次では末尾に*を付している項目は、神戸市地域防災計画で規定されている内容と一致しているものである。

第1 關係機關一覽

第1 関係機関一覧

1 県・市町

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
兵庫県危機管理部 防災支援課	〒650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711
兵庫県危機管理部 災害対策課	〒650-8567	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711
神戸市	〒650-8570	神戸市中央区加納町 6-5-1	078-331-8181
尼崎市	〒660-8501	尼崎市東七松町 1-23-1	06-6375-5639
西宮市	〒662-8567	西宮市六湛寺町 10-3	0798-35-3151
芦屋市	〒659-8501	芦屋市精道町 7-6	0797-31-2121
伊丹市	〒664-8503	伊丹市千僧 1-1	072-783-1234
宝塚市	〒665-8665	宝塚市東洋町 1-1	0797-71-1141
川西市	〒666-8501	川西市中央町 12-1	072-740-1111
三田市	〒669-1595	三田市三輪 2-1-1	079-563-1111
猪名川町	〒666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1	072-766-0001
明石市	〒673-8686	明石市中崎 1-5-1	078-912-1111
加古川市	〒675-8501	加古川市加古川町北在家 2000	079-421-2000
高砂市	〒676-8501	高砂市荒井町千鳥 1-1-1	079-442-2101
稲美町	〒675-1115	加古郡稲美町国岡 1-1	079-492-1212
播磨町	〒675-0182	加古郡播磨町東本荘 1-5-30	079-435-0355
西脇市	〒677-8511	西脇市郷瀬町 605	0795-22-3111
三木市	〒673-0492	三木市上の丸町 10-30	0794-82-2000
小野市	〒675-1378	小野市王子町 809	0794-63-1000
加西市	〒675-2395	加西市北条町横尾 1000	0790-42-1110
加東市	〒673-1493	加東市社 50	0795-42-3301
多可町	〒679-1192	多可郡多可町中区中村町 123	0795-32-2380
姫路市	〒670-8501	姫路市三左衛門堀西の町 3	079-221-2111
市川町	〒679-2392	神崎郡市川町西川辺 165-3	0790-26-1010
福崎町	〒679-2280	神崎郡福崎町南田原 3116-1	0790-26-1010
神河町	〒679-3116	神崎郡神河町寺前 64	0790-34-0001
相生市	〒678-8585	相生市旭 1-1-3	0791-23-7111
たつの市	〒679-4192	たつの市龍野町富永 1005-1	0791-64-3131
赤穂市	〒678-0292	赤穂市加里屋 81	0791-43-3201
宍粟市	〒671-2593	宍粟市山崎町中広瀬 133-6	0790-63-3000
太子町	〒671-1592	揖保郡太子町鶴 280-1	079-277-1010
上郡町	〒678-1292	赤穂郡上郡町大持 278	0791-52-1111
佐用町	〒679-5380	佐用郡佐用町佐用 2611-1	0790-82-2521
豊岡市	〒668-8666	豊岡市中央町 2-4	0796-23-1111
養父市	〒667-8651	養父市八鹿町八鹿 1675	079-662-3161
朝来市	〒669-5292	朝来市和田山町東谷 213-1	079-672-3301
香美町	〒669-6592	美方郡香美町香住区香住 870-1	0796-36-1111
新温泉町	〒669-6792	美方郡新温泉町浜坂 2673-1	0796-82-3111
丹波篠山市	〒669-2397	丹波篠山市北新町 41	079-552-1111
丹波市	〒669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀 1	0795-82-1001

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
洲本市	〒656-8686	洲本市本町 3-4-10	0799-22-3321
南あわじ市	〒656-0492	南あわじ市市善光寺 22-1	0799-43-5001
淡路市	〒656-2292	淡路市生穂新島 8	0799-64-0001

*令和6年12月現在

2 指定行政機関

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
内閣府	〒100-8914	東京都千代田区永田町 2-4-12	03-5253-2111
国家公安委員会	〒100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
警察庁	〒100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	〒100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	〒100-8958	東京都千代田区霞が関 3-1-1	03-3507-8800
こども家庭庁	〒100-0013	東京都千代田区霞が関 3-2-5	03-6771-8030
デジタル庁	〒102-0094	東京都千代田区紀尾井町 1-3	03-4477-6775
総務省	〒100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
消防庁	〒100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	〒100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
出入国在留管理庁	〒100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	0570-013904
公安調査庁	〒100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3592-5711
外務省	〒100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	〒100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
国税庁	〒100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4161
文部科学省	〒100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
スポーツ庁	〒100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	〒100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-5253-1111
農林水産省	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
林野庁	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
水産庁	〒100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	〒100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	〒100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁	〒100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	〒100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	〒305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
観光庁	〒100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-8111
気象庁	〒105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900
海上保安庁	〒100-8989	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	〒100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	〒100-8931	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防衛省	〒162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
防衛装備庁	〒162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111

*令和 6 年12月現在

3 指定地方行政機関

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
近畿管区警察局	〒540-0012	大阪市中央区谷町 2-1-17	06-6944-1234
近畿中部防衛局	〒540-0008	大阪市中央区大手前 4-1-67	06-6945-5741
近畿総合通信局	〒540-8795	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-8505
近畿財務局 神戸財務事務所	〒650-0024	神戸市中央区海岸通 29	078-391-6941
神戸税関	〒650-0041	神戸市中央区新港町 12-1	078-333-3100
近畿厚生局	〒541-8556	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6942-2241
兵庫労働局	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3	078-367-9000
近畿農政局	〒602-8054	京都市上京区西洞院通り下	075-451-9161
近畿中国森林管理局	〒530-0042	大阪市北区天満橋 1-8-75	050-3160-6700
近畿経済産業局	〒540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966 - 6001
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	〒540-8535	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6000
近畿地方整備局 防災室	〒540-8586	大阪市中央区大手前 3-1-41	06-6942-1141
近畿地方整備局 六甲砂防事務所	〒658-0052	神戸市東灘区住吉東 3-13-15	078-851-0535
近畿運輸局	〒540-8558	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6949-6404
神戸運輸監理部	〒650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1	078-321-3141
大阪航空局	〒540-8559	大阪市中央区大手前 4-1-76	06-6937-2700
東京航空交通管制部	〒359-0042	埼玉県所沢市並木 1-12	04-2992-1181
神戸地方气象台	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3	078-222-8901
第五管区 海上保安本部	〒650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551

*令和 6 年12月現在

4 指定公共機関

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
日本放送協会 神戸放送局	〒650-8515	神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5000
朝日放送 (株)	〒553-8503	大阪市福島区福島 1-1-30	06-6458-5321
(株) 毎日放送	〒530-8304	大阪市北区茶屋町 17-1	06-6458-5321
関西テレビ 放送 (株)	〒530-8408	大阪市北区扇町 2-1-7	06-6314-8888
讀賣テレビ 放送 (株)	〒540-8510	大阪市中央区域見 2-2-33	06-6947-2111
大阪放送 (株)	〒552-0007	大阪市港区弁天 1-2-4	06-6577-1302
(株) 商船三井 さんふらわあ	〒658-0031	神戸市東灘区向洋町東 3-21	0120-489850
阪九フェリー (株)	〒800-0113	福岡県北九州市門司区新門司北 1-1	093-481-6886
西日本 J Rバス (株) 神戸営業所	〒650-0045	神戸市中央区港島 4 丁目 6-2	078-304-7550
日本交通 (株) 神戸営業所	〒650-0045	神戸市中央区港島 8-11-6	078-302-3691
阪急バス (株)	〒561-8561	大阪府豊中市庄内西町 5-1-24	06-6866-3112
阪神バス (株)	〒660-0072	兵庫県尼崎市大庄川田町 108-1	06-6416-1351
日本航空 (株)	〒140-8637	東京都品川区東品川 2-4-11	03-5460-3121
全日本空輸 (株) ANA 大阪支店	〒530-0001	大阪市北区梅田 2-4-9 プリセター	06-6530-8600
スカイマーク (株)	〒144-0041	東京都大田区羽田空港 3-5-10	03-5708-8280
(株) ソラシドエア	〒880-0912	宮崎市大字赤江宮崎空港内	0570-037-283
(株) A I R D O	〒060-0001	北海道札幌市中央区北 1 条西 2-9	011-707-1122
西日本旅客鉄道 (株) 兵庫支社	〒650-0001	神戸市中央区加納町 4-4-17 日生三宮ビル	078-334-7025
阪急電鉄 (株)	〒530-8389	大阪市北区芝田 1-16-1	06-6373-5165
阪神電気鉄道 (株)	〒553-8553	大阪市福島区海老江 1-1-24	06-6457-2124
井本商運 (株)	〒650-0034	神戸市中央区浪花町 59	078-322-1600
佐川急便 (株)	〒601-8104	京都府京都市南区上鳥羽角田町 68	075(691)6500
西濃運輸 (株)	〒503-8501	岐阜県大垣市田口町 1	0584-82-3881
日本通運 (株) 神戸支店	〒650-0024	神戸市中央区浜辺通 4-1-21	078-252-2011
福山通運 (株)	〒721-8555	広島県福山市東深津町四丁目 20 番 1 号	084-924-2000
ヤマト運輸 (株) 兵庫主管支店	〒651-1431	西宮市山口町阪神流通センター 3-5-4	078-903-5004
ヤマト運輸 (株) 姫路主管支店	〒671-0252	姫路市花田町加納原田 661-1	079-244-1111
西日本電信電話 (株) 兵庫支店	〒650-0024	神戸市中央区海岸通 11	078-326-6365

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
エヌ・ティ・ティコ コミュニケーションズ (株)	〒100-0004	東京都千代田区大手町 2-3-5	03-6700-3000
KDDI (株) 関西総支社	〒540-0001	大阪市中央区城見 2-2-72	06-7178-9001
(株)ドコモ CS 関西神戸支店	〒651-0088	神戸市中央区小野柄通 4-1-22	078-891-3008
ソフトバンク (株)	〒105-7317	東京都港区東新橋 1-9-1	080-9423-6348
関西電力送配電 (株) 神戸本部	〒650-0001	神戸市中央区加納町 6-2-1	0800-777-3081
電源開発 (株) 西日本支店	〒530-0005	大阪市北区中之島 6-2-27	06-6448-5921
大阪ガスネットワー ク (株) 兵庫事業部	〒650-0046	神戸市中央区港島中町 4-5-3	078-303-7725
日本郵便 (株) 神戸中央郵便局	〒650-8799	神戸市中央区栄町通 6-2-1	0570-943-153
(独) 国立病院機構 近畿グループ	〒540-0006	大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-4790-8388
(独) 水資源機構関 西・吉野川支社淀川 本部	〒540-0005	大阪市中央区上町 A 番 12 号	06-6763-5182
西日本高速道路 (株) 関西支社	〒567-0871	茨木市岩倉町 1-13	06-6344-8888
阪神高速道路 (株) 神戸管理・保全部	〒650-0041	神戸市中央区新港町 16-1	078-331-9801
本州四国連絡高速道 路 (株) 神戸管理センター	〒655-0852	神戸市垂水区名谷町 549	078-709-0084
日本赤十字社 兵庫県支部	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889
日本銀行神戸支店	〒650-0034	神戸市中央区京町 81	078-334-1111
電力広域的運営 推進機関	〒135-0061	東京都江東区豊洲 6-2-15	03-6632-0910

*令和 6 年12月現在

5 指定地方公共機関

名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
(株) サンテレビジョン	〒650-8536	神戸市中央区港島中町 6-9-1	078-360-0330
兵庫エフエム放送(株)	〒650-8589	神戸市中央区波止場町 5-4	078-322-0899
(株) ラジオ関西	〒650-8580	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373
ジャンボフェリー(株) 神戸支店	〒650-0041	神戸市中央区新港町 3-7	078-327-3333
神姫バス (株)	〒670-0913	姫路市西駅前町 1	079-223-1241
全但バス (株)	〒667-0021	兵庫県養父市八鹿町八鹿 113-1	079-662-2131
山陽バス (株)	〒655-0031	神戸市垂水区清水が丘 2-10-22	078-754-6207
山陽電気鉄道 (株)	〒674-0092	明石市二見町東二見 1050	078-612-2032
神戸六甲鉄道 (株)	〒657-0101	神戸市灘区六甲山町一ヶ谷 1-32	078-894-2071
神戸高速鉄道 (株)	〒650-0015	神戸市中央区多聞通 3-3-9	078-351-0881
神戸新交通 (株)	〒650-0045	神戸市中央区港島 6-6-1	078-302-2500
神戸電鉄 (株)	〒651-1113	神戸市北区鈴蘭台南町 6-1-5	078-576-8651
(株) こうべ未来都市機構	〒650-0046	神戸市中央区港島中町 6-9-1	078-302-2381
智頭急行 (株)	〒689-1402	鳥取県八頭郡智頭町智頭 2052-1	0858-75-6600
(一社) 兵庫県トラック協会	〒657-0043	神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556
(一社) 兵庫県LPガス防災協会	〒650-0011	神戸市中央区下山手通 6-3-28	078-361-8064
(一社) 兵庫県医師会	〒651- 8555	神戸市中央区磯上通 6-1-11	078-231-4114
神戸市道路公社	〒651-1243	神戸市北区下谷上字池ノ内 6-1	078-583-0234
芦有ドライブウェイ(株)	〒659-0004	兵庫県芦屋市奥池南町 34-1	0797-38-0001

*令和6年12月現在

6 消防本部・消防署

(1) 兵庫県内消防本部(局)

機関名	郵便番号	所在地	代表電話番号
神戸市消防局	〒650-8570	神戸市中央区加納町 6-5-1	078-333-0119
姫路市消防局	〒670-0940	姫路市三左衛門堀西の町 3	079-223-9503
尼崎市消防局	〒660-0881	尼崎市昭和通 2-6-75	06-6481-3962
明石市消防局	〒673-0044	明石市藤江 924-8	078-921-0119
西宮市消防局	〒662-0918	西宮市六湛寺町 8-28	0798-26-0119
芦屋市消防本部	〒659-0064	芦屋市精道町 8-26	797-32-2345
伊丹市消防局	〒664-0881	伊丹市昆陽 1-1-1	072-783-0123
豊岡市消防本部	〒668-0055	豊岡市昭和町 4-33	0796-24-1119
加古川市消防本部	〒675-8501	加古川市加古川町北在家 2000	079-424-0119
赤穂市消防本部	〒678-0239	赤穂市加里屋 1120-120	0791-43-0119
宝塚市消防本部	〒665-0033	宝塚市伊子志 3-14-61	0797-73-1128
三木市消防本部	〒673-0433	三木市福井 1933-15	0794-82-0119
高砂市消防本部	〒676-0078	高砂市伊保 4-553-1	079-448-0119
川西市消防本部	〒666-0017	川西市火打 1-12-11	072-759-0119
小野市消防本部	〒675-1378	小野市王子町 809	0794-63-0119
三田市消防本部	〒669-1543	三田市下深田 396	079-564-0119
丹波篠山市消防本部	〒669-2451	丹波篠山市北 40-2	079-594-1119
丹波市消防本部	〒669-3311	丹波市柏原町母坪 371-1	0795-72-2255
猪名川町消防本部	〒666-0233	川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10	072-766-0119
淡路広域消防 事務組合消防本部	〒656-0021	洲本市塩屋 1-2-32	0799-24-0119
北はりま消防本部	〒677-0054	西脇市野村町 1796-502	0795-27-8119
美方広域消防本部	〒669-6803	美方郡新温泉町今岡 257-1	0796-92-0119
西はりま消防本部	〒671-1692	たつの市揖保川町正條 279-1	0791-76-7119
南但消防本部	〒669-5261	朝来市和田山町枚田 436-1	079-672-0119

*令和 6 年12月現在

(2) 神戸市内の消防署・出張所

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
東灘消防署	〒658-0052	東灘区住吉東町 5-2-1	078-843-0119
深田池出張所	〒658-0063	東灘区住吉山手 4-11-1	078-854-0119
青木出張所	〒658-0015	東灘区本山南町 2-12-7	078-412-0119
六甲アイランド 出張所	〒658-0032	東灘区向洋町中 4-2-3	078-858-0119
灘消防署	〒657-0057	灘区神ノ木通 3-6-18	078-882-0119
青谷橋出張所	〒657-0804	灘区城の下通 2-3-1	078-802-0119
中央消防署	〒651-0088	中央区小野柄通 2-1-19	078-241-0119
栄町出張所	〒650-0023	中央区栄町通 7-1-6	078-351-0119
山手出張所	〒650-0011	中央区下山手通 7-1-13	078-360-0119
兵庫消防署	〒652-0032	兵庫区荒田町 1-21-1	078-512-0119
運南出張所	〒652-0871	兵庫区浜山通 2-4-1	078-681-0119
北消防署	〒651-1131	北区北五葉 2-1-9	078-591-0119
北神分署	〒651-1301	北区藤原台北町 7-20-1	078-981-0119
有馬出張所	〒651-1401	北区有馬町字ウツギ谷 1307-8	078-903-0119
山田出張所	〒651-1243	北区山田町下谷上字池ノ内 21-3	078-581-0119
ひよどり出張所	〒651-1123	北区ひよどり台南町 1-15-120	078-741-0119
長田消防署	〒653-0016	長田区北町 3-4-8	078-578-0119
大橋出張所	〒653-0037	長田区大橋町 3-2-5	078-643-0119
須磨消防署	〒654-0035	須磨区中島町 1-1-1	078-735-0119
板宿出張所	〒654-0005	須磨区川上町 2-1-7	078-737-0119
北須磨出張所	〒654-0155	須磨区西落合 1-1-1	078-791-0119
垂水消防署	〒655-0052	垂水区舞多聞東 1 - 10-30	078-786-0119
高丸出張所	〒655-0015	垂水区野田通 10-5	078-705-0119
舞子出張所	〒655-0046	垂水区舞子台 3-14-5	078-782-0119
塩屋出張所	〒655-0873	垂水区青山台 5-1-33	078-753-0119
西消防署	〒651-2276	西区春日台 5-1-10	078-961-0119
伊川谷出張所	〒651-2124	西区伊川谷町潤和字柿田 1056	078-974-0119
押部谷出張所	〒651-2226	西区桜が丘中町 1-848-1122	078-994-0119
西神南出張所	〒651-2241	西区室谷 2-12-3	078-992-0119
岩岡救急 ステーション	〒651-2401	西区岩岡町岩岡字西場 922-1	078-967-2116
水上消防署	〒650-0046	中央区港島 3-2-2	078-302-0119

*令和6年12月現在

7 警察本部・警察署

(1) 兵庫県警察本部

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
兵庫県警察本部 警備課	〒650-8510	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441
兵庫県警察本部 交通規制課	〒650-8510	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441
兵庫県警察本部 神戸市警察部	〒650-8510	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441

*令和6年12月現在

(2) 兵庫県内警察署

署名	郵便番号	所在地	電話番号
東灘警察署	〒658-0054	神戸市東灘区御影中町 2-3-2	078-854-0110
灘警察署	〒657-0831	神戸市灘区水道筋 1-24-地 の 8	078-802-0110
葺合警察署	〒651-0076	神戸市中央区吾妻通 5-1-2	078-231-0110
生田警察署	〒650-0004	神戸市中央区中山手通 2-2-25	078-333-0110
兵庫警察署	〒652-0047	神戸市兵庫区下沢通 3-1-28	078-577-0110
長田警察署	〒653-0016	神戸市長田区北町 3-4-地 9	078-578-0110
須磨警察署	〒654-0026	神戸市須磨区大池町 5-1-30	078-731-0110
垂水警察署	〒655-0006	神戸市垂水区本多聞 3-12-1	078-781-0110
神戸水上警察署	〒650-0045	神戸市中央区港島 3-1-	078-306-0110
神戸西警察署	〒651-2273	神戸市西区糺台 5-12-地 の 2	078-992-0110
神戸北警察署	〒651-1142	神戸市北区甲栄台 3-6-1	078-594-0110
有馬警察署	〒651-1301	神戸市北区藤原台北町 6-18-1	078-981-0110
芦屋警察署	〒659-0065	芦屋市公光町 6-7	0797-23-0110
西宮警察署	〒662-0853	西宮市津田町 3-3	0798-33-0110
甲子園警察署	〒663-8177	西宮市甲子園七-町 11-14	0798-41-0110
尼崎南警察署	〒660-0881	尼崎市昭和通 2-6-82	06-6487-0110
尼崎東警察署	〒661-0976	尼崎市潮江 5-8-55	06-6424-0110
尼崎北警察署	〒661-0012	尼崎市南塚口町 2-13-23	06-6426-0110
伊丹警察署	〒664-0898	伊丹市千僧 1-51-2	072-771-0110
川西警察署	〒666-0003	川西市丸の内町 1-1	072-755-0110
宝塚警察署	〒665-0835	宝塚市旭町 1-2-30	0797-85-0110
三田警察署	〒669-1531	三田市天神 1-10-1	079-563-0110
篠山警察署	〒669-2341	丹波篠山市郡家 403-地 18	079-552-0110
丹波警察署	〒669-3309	丹波市柏原町柏原 2649	0795-72-0110
明石警察署	〒673-0025	明石市田町 2-10-10	078-922-0110
三木警察署	〒673-0405	三木市平田 240-1	0794-82-0110
小野警察署	〒675-1366	小野市中島町 535-1	0794-64-0110
加東警察署	〒673-1431	加東市社 1075-2	0795-42-0110
加西警察署	〒675-2321	加西市北条町東高室 873-7	0790-42-0110
西脇警察署	〒677-0014	西脇市郷瀬町 666-6	0795-22-0110
加古川警察署	〒675-0101	加古川市平岡町新在家 1224-13	079-427-0110
高砂警察署	〒676-0015	高砂市荒井町紙町 1-48	079-442-0110
姫路警察署	〒670-0943	姫路市市之郷 926-5	079-222-0110
飾磨警察署	〒672-8035	姫路市飾磨区中島 1130-9	079-235-0110

署名	郵便番号	所在地	電話番号
福崎警察署	〒679-2214	神崎郡福崎町福崎新 376-3	0790-23-0110
たつの警察署	〒679-4167	たつの市龍野町富永 1005-75	0791-63-0110
相生警察署	〒678-0007	相生市陸本町 11-26	0791-22-0110
赤穂警察署	〒678-0233	赤穂市加里屋中洲 1-17	0791-43-0110
穴粟警察署	〒671-2573	穴粟市山崎町今宿 5	0790-62-0110
南但馬警察署	〒669-5213	朝来市和田山町玉置 653-2	079-672-0110
豊岡警察署	〒668-0055	豊岡市昭和町 7-5	0796-24-0110
美方警察署	〒669-6746	美方郡新温泉町戸田 37	0796-82-0110
洲本警察署	〒656-0024	洲本市山手 2-1-3	0799-22-0110
淡路警察署	〒656-2401	淡路市岩屋 2942-24	0799-72-0110
南あわじ警察署	〒656-0472	南あわじ市市善光寺 18-25	0799-42-0110

*令和6年12月現在

第2 避 難

第2 避 難

1 避難施設 兼 緊急一時避難施設

(1) 東灘区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備								階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	(RC造・SRC造) コフレット造				屋内避難施設	緊急一時避難施設
本山第一小学校	東灘区本山北町3-10-1	5468	7749	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2734	6627
東灘小学校	東灘区深江北町2-4-1	7129	4885	○		○	○	○	○	○	○	F6	○	○	3564	8641
本山南小学校	東灘区本山南町8-2-1	5585	6000	○		○	○	○			○	F4	○	○	2792	6769
福池小学校	東灘区本山南町4-4-28	5776	6000	○		○	○	○	○	○	○	F4			2888	7001
本庄小学校	東灘区青木4-4-1	7309	5220	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3654	8859
向洋小学校	東灘区向洋町中6	6657	7112	○		○	○	○	○		○	F3		○	3328	8069
御影小学校	東灘区御影石町3-1-1	6121	7460	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3060	7419
住吉小学校	東灘区住吉東町4-1-31	7236	9040	○		○	○	○	○	○	○	F3		○	3618	8770
御影北小学校	東灘区御影山手1-12-1	9792	5700	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4896	11869
渦が森小学校	東灘区渦森台1-12-1	8272	10878	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	4136	10026
魚崎小学校	東灘区魚崎中町4-10-8	9309	12600	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	4654	11283
魚崎中学校	東灘区魚崎南町1-2-1	6918	9270	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	3459	8385
本庄中学校	東灘区青木4-4-2	8655	7291	○		○	○	○			○	F4		○	4327	10490
住吉中学校	東灘区住吉山手1-11-1	7834	11401	○	○		○	○	○	○	○	F4	○		3917	9495
本山中学校	東灘区岡本3-3-1	7804	10257	○	○		○	○	○	○	○	F4		○	3902	9459
本山南中学校	東灘区田中町4-12-1	8006	7567	○			○	○	○		○	F4		○	4003	9704
本山第三小学校	東灘区本山中町1-2-35	5504	5980	○	○	○	○	○			○	F3		○	2752	6671
六甲アイランド小学校	東灘区向洋町中2-7	5872	7869	○		○	○	○	○	○	○	F3		○	2936	7117
本山第二小学校	東灘区西岡本1-3-1	8034	6373	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○	4017	9738
向洋中学校	東灘区向洋町中2	7296	14429	○	○		○	○	○	○	○	F3	○	○	3648	8843
御影中学校	東灘区御影中町5-1-1	7039	8808	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○	3519	8532
六甲アイランド高等学校	東灘区向洋町中4-4	18652	19930	○	○	○	○	○	○	○	○	F5		○	9326	22608
東灘高校	東灘区深江浜町50	1300	17300	○		○	○	○			○	F2		○	650	1575
御影高校	東灘区御影石町4-1-1	1500	14000	○	○	○	○	○	○	○	○	F2		○	750	1818
神戸大学白鷗寮	東灘区本山南町1-4-50	741		○							○	F2		○	370	898
神戸大学附属中等教育学校	東灘区住吉山手5-11-1	1449	7500	○				○	○	○	○	F2		○	724	1756
KOBE UNIVERSITY SPORTS FIELD	東灘区青木4丁目75番1、75番2	2246	5368	○	○			○			-	F1		○	1123	2722
御影公会堂	東灘区御影石町4-4-1	795		○				○	○	○	○	F3		○	397	963
住之江公民館	東灘区住吉宮町2-2-3	431		○				○			○	F3			215	522
神戸市立東灘体育館	東灘区魚崎南町6-5-11	1499		○	○			○	○	○	○	F2		○	749	1816

*令和6年12月現在

(2) 灘区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(RCC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
鶴甲小学校	灘区鶴甲2-10-1	4770	4440	○	○	○	○	○	○	○	○	F3			2385	5781
高羽小学校	灘区高羽町3-11-11	8013	4298	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	4006	9712
成徳小学校	灘区備後町1-3-1	6240	4778	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	3120	7563
西郷小学校	灘区大石東町6-2-1	5324	5610	○	○	○	○	○		○	○	F3		○	2662	6453
六甲小学校	灘区八幡町4-4-1	5395	6300	○		○	○	○		○	○	F4			2697	6539
福住小学校	灘区福住通7-1-1	5360	2250	○		○	○	○		○	○	F4			2680	6496
稗田小学校	灘区岸地通4-2-1	6184	3850	○		○	○	○			○	F4		○	3092	7495
西灘小学校	灘区船寺通3-4-1	5285	5803	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	2642	6406
鷹匠中学校	灘区高德町2-2-19	7956	8734	○			○	○	○	○	○	F4		○	3978	9643
烏帽子中学校	灘区烏帽子町1-2-1	5519	4522	○	○		○	○	○	○	○	F4		○	2759	6689
長峰中学校	灘区長峰台2-2-1	7969	20247	○			○	○	○		○	F4			3984	9659
原田中学校	灘区船寺通2-4-1	5697	4672	○			○	○			○	F3	○	○	2848	6905
灘小学校	灘区千旦通1-5-1	4996	4029	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	2498	6055
六甲山小学校	灘区六甲山町北六甲4512-42	1108	1714	○			○			○	○	F3			554	1343
美野丘小学校	灘区箕岡通1-3-17	3799	3150	○		○	○	○		○	○	F3	○		1899	4604
摩耶小学校	灘区畑原通4-1-1	4969	2992	○		○	○	○		○	○	F4			2484	6023
上野中学校	灘区国玉通1-1-1	6980	5531	○			○	○		○	○	F3		○	3490	8460
灘の浜小学校	灘区摩耶海岸通2-2-1	9857	4654	○		○	○	○	○	○	○	F6		○	4928	11947
神戸高校	灘区城の下通1-5-1	1300	18500	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	650	1575
神戸大学農学部	灘区六甲台町1-1	136		○			○				○	F1			68	164
神戸大学工学部	灘区六甲台町1-1	94	1000	○			○	○	○	○	○	F4		○	47	113
神戸大学大学院人間発達環境学研究科	灘区鶴甲3-11	829		○	○			○		○	○	F1		○	414	1004
神戸市立王子スポーツセンター	灘区青谷町1-1-1	7193	77221	○	○			○	○	○	○	F4	○	○	3596	8718

*令和6年12月現在

(3) 中央区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							RC造・SRC造 (コンクリート造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
こうべ小学校	中央区中山手通 4-23-2	5994	6377	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2997	7265
山の手小学校	中央区中山手通 7-31-1	5886	4960	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2943	7134
湊小学校	中央区東川崎町 1-4-1	6799	5900	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3399	8241
義務教育学校港島学園 (小学部)	中央区港島中町 3-2-3	10171	8785	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	5085	12328
上筒井小学校	中央区野崎通 1-1-2	5987	3524	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2993	7256
雲中小学校	中央区熊内通 3-1-7	5175	4650	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2587	6272
宮本小学校	中央区宮本通 2-1-36	3180	2871	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1590	3854
なぎさ小学校	中央区臨浜海岸通 2-4-1	6053	5780	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	3026	7336
渚中学校	中央区臨浜海岸通 2-1-1	7140	10950	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3570	8654
神戸生田中学校	中央区北長狭通 4-10-1	7165	6410	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	3582	8684
筒井台中学校	中央区野崎通 1-1-3	5480	3524	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2740	6642
葺合中学校	中央区熊内町 1-4-28	5590	5644	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	2795	6775
湊翔楠中学校	中央区楠木町 4-2-5	8727	12533	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	4363	10578
春日野小学校	中央区宮本通 7-1-6	3705	2790	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1852	4490
中央小学校	中央区神若通 7-1-1	8340	2613	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4170	10109
義務教育学校港島学園 (中学部)	中央区港島中町 3-2-2	6451	10031	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	3225	7819
布引中学校	中央区熊内町 6-7-1	7417	9240	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	3708	8990
科学技術高等学校	中央区臨浜町 1-4-70	26906	17000	○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○	○	13453	32613
葺合高等学校	中央区野崎通 1-1-1	10867	10150	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	5433	13172
こうべ市民福祉交流センター	中央区磯上通 3-1-32	15546		○	○	○	○	○	○	○	○	F10B	○	○	7773	18843
神戸市立海外移住と文化の交流センター	中央区山本通 3-19-8	4053		○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	2026	4912
神戸市立中央体育館	中央区楠町 4-1-1	11764		○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	5882	14259
神戸市立こうべまちづくり会館	中央区元町通 4-2-14	417		○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○	○	208	505
神戸市立ボートアイランドスタジアム	中央区港島中町 6-12-1	11770		○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	5885	14266
神戸市立神戸ポートアイランドホール	中央区港島中町 6-12-2	13325	10286	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	6662	16151
神戸市生涯学習支援センター	中央区吾妻通 4-1-6	6960		○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3480	8436
神戸市立中央図書館	中央区楠町 7-2-1	658		○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	329	797
神戸国際展示場 (1・2号館)	中央区港島中町 6-11-1	31337		○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	15668	37984
青少年科学館	中央区港島中町 7-7-6	12336		○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	6168	14952
葺合公民館	中央区真砂通 2-1-1	311		○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	155	376
磯上体育館	中央区八幡通 2-1-38	3087		○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	1543	3741

*令和6年12月現在

(4) 兵庫区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(RCC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
兵庫大開小学校	兵庫区大開通 4-1-39	6974	4820	○		○	○	○	○	○	○	F5		○	3487	8453
明親小学校	兵庫区須佐野通 4-1-19	5474	5450	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	2737	6635
湊川中学校	兵庫区松本通 1-1-1	7326	7250	○	○		○	○	○	○	○	F3			3663	8880
夢野中学校	兵庫区鶴越町 10-1	6886	28021	○			○	○	○		○	F5	○		3443	8346
兵庫中学校	兵庫区永沢町 4-3-36	6271	8567	○			○	○			○	F3		○	3135	7601
須佐野中学校	兵庫区松原通 1-1-44	5126	5755	○			○	○	○	○	○	F4		○	2563	6213
神戸祇園小学校	兵庫区下三条町 11-1	8446	2990	○		○	○	○	○		○	F4	○	○	4223	10237
会下山小学校	兵庫区上沢通 1-3-26	5617	2995	○	○		○	○	○	○	○	F3		○	2808	6808
夢野の丘小学校	兵庫区東山町 4-20	7918	3720	○			○	○	○	○	○	F4	○	○	3959	9597
水木小学校	兵庫区水木通 9-1-8	4106	2470	○			○	○	○		○	F3	○	○	2053	4976
浜山小学校	兵庫区材木町 4-2	4326	3148	○	○		○	○	○		○	F3		○	2163	5243
和田岬小学校	兵庫区和田宮通 6-1-18	4989	3265	○	○		○	○	○		○	F3	○	○	2494	6047
吉田中学校	兵庫区吉田町 1-5-1	6113	9050	○			○	○			○	F4		○	3056	7409
神港橋高等学校	兵庫区会下山町 3-16-1	11563	10150	○	○		○	○			○	F4			5781	14015
兵庫工業高校	兵庫区和田宮通 2-1-63	1400	21600	○			○	○	○		○	F2		○	700	1696
友生支援学校	兵庫区夢野町 1-1	9481		○			○	○	○	○	○	F5		○	4740	11492
鈴蘭台処理場	兵庫区鳥原町字譲原	100		○							○	F2	○	○	50	121

*令和6年12月現在

(5) 北区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							RCC造・SRC造 コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
小部東小学校	北区鈴蘭台北町7-11-22	6020	21312	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3010	7296
小部小学校	北区鈴蘭台北町3-8-1	5748	5566	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2874	6967
星和台小学校	北区星和台6-21	5100	7588	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2550	6181
ひよどり台小学校	北区ひよどり台3-3	7736	11839	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3868	9376
北五葉小学校	北区北五葉3-7-1	5290	9016	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2645	6412
南五葉小学校	北区南五葉3-1-1	5765	7218	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2882	6987
泉台小学校	北区泉台3-1-4	5822	8510	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2911	7056
桜の宮小学校	北区若葉台1-3-15	5772	8400	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2886	6996
大池小学校	北区西大池2-24-1	5495	9386	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2747	6660
花山小学校	北区花山東町3-1	5186	11323	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2593	6286
広陵小学校	北区筑紫が丘2-9-1	5737	6000	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2868	6953
谷上小学校	北区山田町下谷上字中上16	3883	5316	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1941	4706
山田小学校	北区山田町中長尾サ1	3179	4050	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1589	3853
有野北中学校	北区藤原台北町6-4-1	8280	11856	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4140	10036
有野小学校	北区藤原台中町3-17-1	6444	13080	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	3222	7810
有馬小学校	北区有馬町1274	2830	7205	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1415	3430
道場小学校	北区道場町塩田1460	3826	6585	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1913	4637
長尾小学校	北区上津台3-4-1	7566	11361	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3783	9170
鹿の子台小学校	北区鹿の子台北町6-34-1	6360	12551	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3180	7709
小部中学校	北区山田町小部字向井谷23-1	7409	11823	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3704	8980
星和台中学校	北区星和台1-6	7082	11053	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3541	8584
輪台中学校	北区ひよどり台1-15-31	6429	15200	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3214	7792
鈴蘭台中学校	北区北五葉2-10-32	8229	15050	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4114	9974
大池中学校	北区西大池2-24-3	6028	10064	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3014	7306
広陵中学校	北区小倉台5-1-1	6491	11602	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3245	7867
大原中学校	北区大原1-19	8372	16487	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	4186	10147
山田中学校	北区山田町下谷上字宮前15	6472	9047	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3236	7844
有野中学校	北区藤原台中町5-2-1	7814	26971	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3907	9471
有馬中学校	北区有野台7-18	6810	7520	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3405	8254
北神戸中学校	北区鹿の子台北町2-8-1	7354	18700	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3677	8913
大沢中学校	北区大沢町中大沢976	1444	5501	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	722	1750
淡河中学校	北区淡河町行原字中沢179-2	3015	6965	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	1507	3654
鈴蘭台小学校	北区鈴蘭台南町2-14-24	5326	7154	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2663	6455
君影小学校	北区君影町1-11-13	5975	29118	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2987	7242
筑紫が丘小学校	北区筑紫が丘3-4-1	5636	11855	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2818	6831
甲緑小学校	北区緑町7-12-10	5518	6852	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2759	6688
桂木小学校	北区桂木1-2-5	7770	8513	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3885	9418
箕谷小学校	北区松が枝町1-11	6245	7864	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3122	7569
藤原台小学校	北区藤原台南町1-13-1	5353	8751	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2676	6488
西山小学校	北区西山1-67	7571	9892	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3785	9176
ありの台小学校	北区有野台5-2	6628	5550	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3314	8033
唐櫃小学校	北区唐櫃台2-39-1	4759	4200	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2379	5768
八多学園(前期課程)	北区八多町附物876	2289	7007	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	1144	2774
大沢小学校	北区大沢町中大沢976	1894	8296	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	947	2295
淡河小学校	北区淡河町萩原524	2245	6235	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	1122	2721
好徳小学校	北区淡河町野瀬487	2558	3236	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	1279	3100
桜の宮中学校	北区大脇台6-1	8040	12800	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4020	9745
唐櫃中学校	北区唐櫃台4-36-1	4711	10592	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2355	5710
八多学園(後期課程)	北区八多町附物876	2655	7007	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	1327	3218
神戸鈴蘭台高校	北区山田町下谷上字中一里山9-107	1300	20600	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	650	1575
神戸北高校	北区唐櫃台2-41-1	1300	17800	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	650	1575

*令和6年12月現在

(6) 長田区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(RCC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
池田小学校	長田区池田上町 1 9	5772	2922	○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○		2886	6996
蓮池小学校	長田区大谷町 1 - 1 - 1 0	4903	6020	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2451	5943
丸山ひばり小学校	長田区西丸山町 3 - 2 - 1	5510	3560	○		○	○	○	○		○	F4	○		2755	6678
駒ヶ林小学校	長田区野田町 6 - 1 - 1 6	6226	4205	○	○	○	○	○	○	○	○	F6	○	○	3113	7546
室内小学校	長田区前原町 1 - 1 7 - 1	7888	4383	○		○	○	○	○	○	○	F5		○	3944	9561
宮川小学校	長田区長田町 4 - 1 - 1	3662	2229	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	1831	4438
御蔵小学校	長田区一番町 4 - 1	4342	4081	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2171	5263
真野小学校	長田区苅薬通 3 - 4 - 3 2	3736	3580	○	○	○	○	○	○	○	○	F3			1868	4528
丸山中学校	長田区大丸町 2 - 1 7 - 1	6431	7160	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○	3215	7795
西代中学校	長田区上池田 2 - 4 - 1	6786	10195	○			○	○			○	F4	○		3393	8225
真陽小学校	長田区二葉町 1 - 5 - 5	4194	4790			○	○	○		○	○	F3	○		2097	5083
名倉小学校	長田区房王寺町 4 - 7 - 1 5	5667	3000	○		○	○	○	○	○	○	F7		○	2833	6869
長田南小学校	長田区神楽町 1 - 3 - 1	4472	4650	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	2236	5420
五位の池小学校	長田区五位ノ池町 2 - 3 - 1	4710	4536	○		○	○	○	○	○	○	F3			2355	5709
長田小学校	長田区西山町 2 - 4 - 1	4281	3135	○		○	○	○		○	○	F3			2140	5189
長田中学校	長田区真野町 8 - 1	7766	8735	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○	3883	9413
駒ヶ林中学校	長田区若松町 7 - 1 - 2 3	5747	4310	○	○		○	○		○	○	F4		○	2873	6966
高取台中学校	長田区高取山町 1 - 1 - 1	5449	7146	○			○	○			○	F4	○		2724	6604
雲雀丘中学校	長田区雲雀ヶ丘 1 - 1 - 1	6043	8637	○	○		○	○		○	○	F4			3021	7324
夢野台高校	長田区房王寺町 2 - 1 - 1	1400	11100	○	○		○	○	○	○	○	F2	○	○	700	1696
長田高校	長田区池田谷町 2 - 5	1400	29400	○		○	○	○	○	○	○	F2		○	700	1696
総合療育センター	長田区丸山町 2 - 3 - 5 0	510		○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	255	618
神戸市立ふたば学舎	長田区二葉町 7 - 1 - 1 8	400		○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	200	484
長田公民館	長田区四番町 4 - 5 1	310		○	○		○	○			○	F3	○		155	375
神戸市立丸山コミュニティ・センター	長田区西丸山町 1 - 7 - 5	1100		○		○	○	○	○	○	○	F2	○		550	1333

*令和 6 年12月現在

(7) 須磨区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							(RCC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
だいち小学校	須磨区大池町5-1-52	7724	7055	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3862	9362
東須磨小学校	須磨区堀池町1-2-1	5763	3720	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2881	6985
高倉台小学校	須磨区高倉台4-1-1	6271	4800	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3135	7601
若草小学校	須磨区若草町1-13	5674	5626	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2837	6877
妙法寺小学校	須磨区妙法寺字坂界地106-1	4497	16902	○		○	○	○	○	○	○	F3			2248	5450
竜が台小学校	須磨区竜が台6-15-1	7276	8300	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3638	8819
多井畑小学校	須磨区友が丘3-106	4919	9191	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2459	5962
東落合小学校	須磨区東落合2-18-1	5629	8000	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2814	6823
南落合小学校	須磨区南落合3-11-1	7053	8704	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3526	8549
西落合小学校	須磨区西落合7-1-3	5913	7153	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2956	7167
飛松中学校	須磨区大手町8-4-25	6019	16886	○	○		○	○	○	○	○	F4	○	○	3009	7295
太田中学校	須磨区大黒町5-1-1	6629	7134	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3314	8035
高倉中学校	須磨区高倉台1-8-1	6539	12412	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3269	7926
須磨北中学校	須磨区東白川台5-1-1	5030	12804	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2515	6096
横尾中学校	須磨区横尾2-1-2	8302	12087	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4151	10063
友が丘中学校	須磨区友が丘7-283-1	5970	11315	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2985	7236
東落合中学校	須磨区東落合2-15-1	6678	13164	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3339	8094
板宿小学校	須磨区菊池町1-1-1	5852	4225	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2926	7093
若宮小学校	須磨区若宮町2-1-21	5783	2900	○		○	○	○	○	○	○	F7	○	○	2891	7009
西須磨小学校	須磨区行幸町3-4-18	7629	5023	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3814	9247
北須磨小学校	須磨区離宮西町2-1-1	4272	12474	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2136	5178
白川小学校	須磨区白川台7-3-2	6455	6606	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3227	7824
横尾小学校	須磨区横尾5-3	7361	8564	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3680	8922
菅の台小学校	須磨区菅の台4-3-2	5817	9935	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2908	7050
松尾小学校	須磨区北落合2-13-1	6452	7832	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3226	7820
花谷小学校	須磨区東落合1-4-1	5519	8685	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2759	6689
神の谷小学校	須磨区神の谷5-1-1	6045	9941	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3022	7327
鷹取中学校	須磨区青葉町3-1-1	7544	7277	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3772	9144
白川台中学校	須磨区白川台1-25-2	6461	7800	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3230	7831
竜が台中学校	須磨区竜が台4-1	7529	16480	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3764	9126
西落合中学校	須磨区西落合4-1-1	7539	13673	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3769	9138
須磨翔風高等学校	須磨区西落合1-1-5	14085	23518	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	7042	17072
神戸市立須磨体育館	須磨区中島町1-2-2	1514		○	○			○	○	○	○	F4	○	○	757	1835
北須磨文化センター	須磨区中落合3-1-2	7631		○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3815	9249
南須磨公民館	須磨区青葉町2-2-3	245		○		○						F2			122	296
須磨一ノ谷プラザ	須磨区一ノ谷町5-2-1	298		○		○						F2			149	361

*令和6年12月現在

(8) 垂水区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備							RC造・SRC造 (コンクリート造)	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	避難施設 想定収容人数	
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ					屋内避難施設	緊急一時避難施設
小東山小学校	垂水区小東山7-868-362	6240	11344	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3120	7563
舞多聞小学校	垂水区舞多聞西5-11-12	9913	6600	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4956	12015
多聞の丘小学校	垂水区本多聞5-2-1	5565	7775	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2782	6745
多聞台小学校	垂水区多聞台3-9-29	4983	4536	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2491	6040
千鳥が丘小学校	垂水区千鳥が丘3-10-37	5949	5790	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2974	7210
高丸小学校	垂水区大町2-6-9	4828	5543	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2414	5852
霞ヶ丘小学校	垂水区霞ヶ丘4-6-16	6129	5487	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3064	7429
西脇小学校	垂水区西脇1-8-6	5360	9580	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2680	6496
東舞子小学校	垂水区舞子台4-10-1	6351	13630	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3175	7698
西舞子小学校	垂水区狩口台3-1-2	6070	9662	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3035	7357
名谷小学校	垂水区名谷町1896	5173	5940	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2586	6270
下畑小学校	垂水区桃山台3-20	6104	8190	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3052	7398
塩屋北小学校	垂水区塩屋北町4-10-1	4661	7225	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2330	5649
塩屋小学校	垂水区塩屋町3-18-1	5988	3413	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2994	7258
乙木小学校	垂水区美山台2-1-1	6314	8565	○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	3157	7653
福田小学校	垂水区乙木3-3-1	5742	7515	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2871	6960
垂水小学校	垂水区日向2-4-6	4441	4362	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	2220	5383
多聞東中学校	垂水区学が丘3-1-1	7688	14150	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3844	9318
本多聞中学校	垂水区本多聞2-16-1	6029	12700	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3014	7307
垂水中学校	垂水区上高丸1-4-1	7732	24496	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3866	9372
歌敷山中学校	垂水区歌敷山2-4-1	8079	10184	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4039	9792
星陵台中学校	垂水区星陵台4-3-3	6976	14091	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3488	8455
神陵台中学校	垂水区神陵台3-1-2	6654	10604	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3327	8065
舞子中学校	垂水区狩口台3-1-1	7306	16340	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3653	8855
福田中学校	垂水区名谷町字猿倉254	7081	42721	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3540	8583
桃山台中学校	垂水区桃山台4-8	6110	14501	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3055	7406
垂水東中学校	垂水区青山台3-4-1	8228	6400	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	4114	9973
多聞東小学校	垂水区学が丘4-1-1	6207	7200	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3103	7523
千代が丘小学校	垂水区上高丸1-4-2	4440	3102	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2220	5381
神陵台小学校	垂水区神陵台3-1-1	5766	4925	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2883	6989
舞子小学校	垂水区西舞子4-7-43	6233	5921	○	○	○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3116	7555
つつじが丘小学校	垂水区つつじが丘3-1385-79	4480	9800	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2240	5430
東垂水小学校	垂水区王居殿2-5-25	6090	5869	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3045	7381
塩屋中学校	垂水区塩屋町字大谷	6977	16118	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3488	8456
星陵高校	垂水区星陵台4-3-2	1300	27500	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	650	1575
舞子高校	垂水区学が丘3-2	1300	16000	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	650	1575
神戸商業高校	垂水区星陵台4-3-1	1400	21700	○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	700	1696
東垂水公民館	垂水区東垂水1-1-1	650		○	○	○	○	○	○	○	○	F5	○	○	325	787
神戸市立垂水体育館	垂水区平磯1丁目1番56号	3482		○	○	○	○	○	○	○	○	F2	○	○	1741	4220
垂水年金会館	垂水区平磯1-2-5	3621		○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	1810	4390

*令和6年12月現在

(9) 西区

名称	所在地	面積 (㎡)		保有設備								避難施設 想定収容人数				
		屋内部分	屋外部分	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ	(RCC造・SRC造) コンクリート造	階数	非常用電源の有無	大型車両のアクセスの可否	屋内避難施設	緊急一時避難施設
東町小学校	西区学園東町5-5	6114	9675	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	3057	7410
小寺小学校	西区学園西町5-5	5949	11043	○		○	○	○				F3	○	○	2974	7210
太山寺小学校	西区伊川谷町前開860	3237	3397	○	○	○	○	○	○			F3	○	○	1618	3923
有瀬小学校	西区伊川谷町有瀬字金井場1137-1	6449	8050	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3224	7816
伊川谷小学校	西区北別府3-3-1	10458	10043	○		○	○	○	○	○	○	F3			5229	12676
高津橋小学校	西区玉津町高津橋字池ノ内640-1	6334	10215	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3167	7677
出合小学校	西区中野1-22-1	4686	12479	○		○	○	○	○			F3			2343	5680
玉津第一小学校	西区小山1-4-1	8641	12277	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	4320	10473
北山小学校	西区北山台3-26-1	5237	9400	○		○	○	○	○	○	○	F3			2618	6347
木津小学校	西区桜が丘東町5-149-31	5193	9300	○		○	○	○				F3	○	○	2596	6294
桜が丘小学校	西区桜が丘中町3-3-2	5757	8200	○	○	○	○	○	○	○	○	F4	○	○	2878	6978
榎谷小学校	西区榎谷町池谷字山の谷203-2	3070	6729	○		○	○	○	○			F3	○	○	1535	3721
井吹東小学校	西区井吹台東町5-32	7921	10580	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	3960	9601
井吹の丘小学校	西区井吹台北町2-18	9556	9463	○		○	○	○	○	○	○	F3	○	○	4778	11583
井吹西小学校	西区井吹台西町4-3	8070	10652	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	4035	9781
靴台小学校	西区靴台3-32-1	6072	13935	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3036	7360
春日台小学校	西区春日台4-1	6070	11000	○		○	○	○	○			F4	○	○	3035	7357
神出小学校	西区神出町田井444	4829	5399	○		○	○	○	○	○	○	F4	○		2414	5853
岩岡小学校	西区岩岡町古郷267	6242	14718	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	3121	7566
太山寺中学校	西区学園東町2-2	6514	15173	○		○	○	○	○			F4		○	3257	7895
長坂中学校	西区伊川谷町長坂841-1	6941	15408	○		○	○	○				F4	○	○	3470	8413
伊川谷中学校	西区伊川谷上脇字鬼神山1005-2	7348	13806	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	3674	8906
玉津中学校	西区玉津町今津字万願寺364	7624	21875	○		○	○	○	○			F4			3812	9241
桜が丘中学校	西区桜が丘東町2-11-1	7340	13436	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3670	8896
井吹台中学校	西区井吹台西町2-3	9537	29278	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○	4768	11560
西神中学校	西区竹の台5-21	8525	15210	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○	4262	10333
平野中学校	西区春日台2-20	7090	15858	○		○	○	○	○			F4	○	○	3545	8593
神出中学校	西区神出町東1167	4502	11131	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	2251	5456
岩岡中学校	西区岩岡町古郷249-1	5832	14592	○		○	○	○	○			F4	○	○	2916	7069
長坂小学校	西区伊川谷町長坂字重塚910-1	6013	9258	○		○	○	○				F4		○	3006	7288
枝吉小学校	西区枝吉2-95	5688	6200	○		○	○	○	○	○	○	F4		○	2844	6894
高和小学校	西区押部谷町高和字清田565	2468	2600	○		○	○	○				F3	○	○	1234	2991
押部谷小学校	西区押部谷町福住字四十代552-3	4366	5469	○	○	○	○	○				F4			2183	5292
月が丘小学校	西区月が丘7-2	5144	13278	○		○	○	○				F2		○	2572	6235
平野小学校	西区平野町宮前301	4184	10358	○	○	○	○	○				F3	○	○	2092	5071
狩場台小学校	西区狩場台3-6-1	5602	12192	○		○	○	○				F4		○	2801	6790
竹の台小学校	西区竹の台2-10-2	7395	11405	○		○	○	○				F3			3697	8963
榎野台小学校	西区榎野台3-3-1	6411	10205	○		○	○	○	○	○	○	F2		○	3205	7770
美賀多小学校	西区美賀多台6-1	8143	8126	○	○	○	○	○	○	○	○	F3		○	4071	9870
王塚台中学校	西区王塚台4-58	7165	11007	○		○	○	○	○	○	○	F4	○	○	3582	8684
押部谷中学校	西区押部谷町押部字吉谷722	5802	19399	○		○	○	○				F4		○	2901	7032
榎谷中学校	西区靴台1-2	7858	14900	○		○	○	○				F4	○	○	3929	9524
伊川谷高校	西区伊川谷町長坂910-5	1300	18800	○		○	○	○				F2		○	650	1575
神戸市外国語大学	西区学園東町9-1	6806	17000	○	○	○	○	○	○	○	○	F4		○	3403	8249
神戸市立工業高等専門学校	西区学園東町8-3	28776	25800	○		○	○	○	○	○	○	F2	○	○	14388	34880
神戸市立西体育館	西区春日台5-436	2186		○	○			○				F2			1093	2649
玉津南公民館	西区玉津町上池314	376		○				○				F2			188	455

*令和6年12月現在

2 緊急一時避難施設

名称	郵便番号	所在地	面積(m ²)		保有設備						(RCC造・SRC造) コンクリート造	
			地下施設面積	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター	スロープ		
阪急神岡地下道	658-0001	東灘区森北町1丁目～4丁目	85									○
住吉東1号地下道	658-0025	東灘区魚崎南町	237									○
住吉東2号地下道	658-0026	東灘区魚崎西町2丁目4番地	233									○
住吉西地下道	658-0026	東灘区魚崎西町	180									○
阪急御影駐輪場	658-0047	東灘区御影2丁目1	740									○
牛神地下道	658-0051	東灘区住吉本町3丁目	23									○
JR住吉駅駐輪場	658-0051	東灘区住吉本町1-2	370									○
東灘区役所	658-0052	東灘区住吉東町5-2-1	1916	○						○	○	○
御影地下道	658-0054	東灘区御影中町8丁目	62									○
石屋川地下道	657-0025	灘区弓木町1丁目～高德町1丁目	49									○
フォレスト六甲	657-0027	灘区永手町4丁目2-1	2986.6									○
ウェルブ六甲道4番街(灘区役所地下)	657-0036	灘区桜口町4丁目1-1	3215	○						○	○	○
ウェルブ六甲道2番街	657-0038	灘区備後町5丁目3-1	2469							○	○	○
高羽地下道	657-0062	灘区高羽町3丁目～寺口町1丁目	56									○
稗田地下道	657-0831	灘区岸地通4丁目～水道筋5丁目	62									○
灘北トシ地下道	657-0841	灘区灘南通5丁目	277									○
灘駅西ガード地下道	657-0846	灘区岩屋北町7丁目	94									○
大石東地下道	657-0852	灘区大石南町5丁目8番地	156									○
大石西地下道	657-0852	灘区大石南町1丁目8番地	155									○
西灘小前地下道	657-6841	灘区灘南通	53									○
大倉山駅(神戸市営)	650-0001	中央区楠町3	4581	○					○	○		○
新神戸駅(神戸市営)	650-0001	中央区加納町1	6065	○					○	○		○
県庁前駅(神戸市営)	650-0011	中央区下山手通5	4015	○					○	○		○
宇治川地下道	650-0011	中央区下山手通9丁目	884									○
三宮駅(神戸市営)	650-0012	中央区北長狭通1	6518	○					○	○		○
花隈駐車場	650-0013	中央区花隈町1	8977									○
元町駅	650-0014	中央区元町通2丁目10番2号	791	○					○	○		○
高速神戸駅	650-0015	中央区多聞通3丁目3番13号	1987	○						○		○
メトロこうべ	650-0015	神戸タウン：神戸市中央区中町通4-2-23 新開地タウン：神戸市中央区新開地2-3B-1	5240	○								○
大倉山地下道	650-0017	中央区楠町1～7丁目	158									○
大倉山駐車場	650-0017	中央区楠町4-1	11257	○					○	○		○
旧居留地・大丸前駅(神戸市営)	650-0021	中央区三宮町2	2636	○					○	○		○
さんちか	650-0021	中央区三宮町1丁目10番1号	3190	○				○	○	○		○
三宮中央連絡地下通路	650-0021	中央区三宮町	4180					○		○		○
三宮連絡地下道	650-0021	中央区三宮町1丁目	673									○
生田筋地下道	650-0021	中央区三宮町2丁目	494									○
三宮中央通り駐車場	650-0021	中央区三宮町1丁目及び三宮町2丁目付近	23011	○	○			○	○	○	○	○
花隈駅	650-0022	中央区元町高架通3丁目	1291	○					○	○		○
西元町駅	650-0022	中央区元町通6丁目7番11号	377	○						○		○
みなと元町駅(神戸市営)	650-0023	中央区栄町通4	2181	○					○	○		○
新開地地下道	650-0025	中央区相生町5丁目	364									○
神戸市立三宮駐車場	650-0033	中央区加納町6-4、5	44458	○					○	○		○

名称	所在地	面積(m ²)	保有設備							コンクリート造 (RCC造・SRC造)	想定収容人数
			地下施設面積	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ	エレベーター		
デュオこうべ 浜の手	中央区東川崎町1-2	6542	○				○	○	○	○	7929
神戸駅南駐車場	中央区東川崎町1丁目及び相生町1丁目地内	10953	○	○			○	○		○	13276
阪急阪神百貨店地下部分	中央区小野柄通8-1-8	7224	○				○			○	8756
神戸三宮駅	中央区小野柄通8丁目1番8号	581								○	704
5者協定広場	中央区雲井通8丁目	850	○					○	○	○	1030
神戸市役所1号館	中央区加納町6-5-1	8520	○						○	○	10327
神戸市役所4号館	中央区江戸町9-7	791							○	○	958
中央区役所	中央区東町1-1-5	1875							○	○	2272
脇浜地下道	中央区脇浜町	110								○	133
春日野道地下道	中央区吾妻通~中央区脇浜海岸通	1026								○	1243
春日野道駅	中央区吾妻通1丁目1番1-3-1号	61								○	73
春日野地下道	中央区吾妻通1丁目	335								○	406
吾妻地下道	中央区吾妻通4丁目	113								○	136
磯上地下道	中央区真砂通2丁目	321								○	389
三宮・花時計前駅(神戸市営)	中央区御幸通8	3923	○					○	○	○	11129
小野柄小前地下道	中央区小野柄通2丁目	107								○	129
琴ノ緒地下道	中央区二宮町1丁目	30								○	36
M-KITCHEN	中央区雲井通8丁目3番地	1071								○	1298
布引地下道	中央区布引町~中央区北野町	430								○	521
三宮地下通路	中央区布引町4丁目1番地1号	338	○							○	409
湊町地下道	兵庫区西出町2丁目~相生町5丁目	648								○	785
湊川地下道	兵庫区荒田町	1403								○	1700
湊川公園駅(神戸市営)	兵庫区下沢通1	4426	○					○	○	○	9093
湊川駅	兵庫区荒田町1丁目2-0番	357								○	432
荒田公園駐車場	兵庫区荒田町2-1-9	12980	○					○	○	○	15733
東山地下道	兵庫区荒田町1丁目~松本通1丁目	90								○	109
上沢駅(神戸市営)	兵庫区下沢通8	3613	○					○	○	○	8745
ひよどりの道地下道	兵庫区里山町1丁目~鶯町3丁目	73								○	88
鶴越A地下道	兵庫区里山町1丁目~鶯町4丁目	58								○	70
鶴越B地下道	兵庫区里山町641~長田区源平町1丁目	52								○	63
菊水地下道	兵庫区菊水町9丁目~鶴越2丁目	55								○	66
鶴越地下道	兵庫区夢野町4丁目~熊野通5丁目	63								○	76
大開駅	兵庫区水木通7丁目1番Bの1号	460							○	○	557
新開地駅	兵庫区新開地2丁目3番Bの1号	1632	○						○	○	1978
湊川公園駐車場	兵庫区新開地1-4-3	11469								○	13901
中央市場前駅(神戸市営)	兵庫区中之島1	2792	○					○	○	○	6756
和田岬駅(神戸市営)	兵庫区上庄通2	4250	○					○	○	○	10347
和田岬駅前駐車場	兵庫区和田宮通5-5	7222								○	8753
御崎公園駅(神戸市営)	兵庫区浜中町1	6233	○					○	○	○	9053
兵庫駅前地下道	兵庫区小河道5丁目	319								○	386
キャナルタウン中央	兵庫区駅南通5丁目1	6107	○						○	○	7402
藍那地下道	北区山田町藍那下ノ町19~78	70								○	84
鈴蘭台地下道	北区鈴蘭台南町6丁目	66								○	80
鈴蘭台駐車場	北区鈴蘭台西町1-2-6-1	3939								○	4774
大原地下道	北区大原3丁目	72								○	87
桂木地下道	北区桂木3丁目	125								○	151
有野地下道	北区有野町有野2141	27								○	32
有野中町地下道	北区有野中町4丁目	70								○	84

名称	所在地	面積(㎡)	保有設備						コンクリート造 (RCC造・SRC造)	想定収容人数
			地下施設面積	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	冷暖房設備	障害者用トイレ		
寺前地下道	北区道場町生野52	38							○	46
イオンモール神戸北	北区上津台8丁目1-1	4825							○	5848
有野中町地下道	北区有野中町4丁目	70							○	84
長田地下道	長田区四番町7丁目～五番町8丁目	345							○	418
長田駅(神戸市営)	長田区四番町7	3593	○					○	○	6841
高速長田駅	長田区北町1丁目2番地先	621						○	○	752
長田北町駐車場(長田区役所地下)	長田区北町3	5611							○	6801
苅藻駅(神戸市営)	長田区浜添通5	3317	○					○	○	5650
駒ヶ林駅(神戸市営)	長田区庄田町4	4439	○					○	○	8431
新長田大正筋地下通路	長田区腕塚町5丁目	328							○	397
新長田大橋地下道	長田区大橋町5丁目4番1地先	85							○	103
大橋地下道	長田区大橋町5丁目	456							○	552
神戸市新長田駅前駐車場	長田区若松町4丁目2番	8450	○					○	○	10242
新長田駐車場	長田区若松町4-2-15	9414							○	11410
細田駐車場	長田区細田町7-12	4444							○	5386
新長田駅(神戸市営)	長田区松野通1	8934	○					○	○	15335
西代駅	長田区御屋敷通2丁目6番1号	310	○					○	○	375
蓮池地下道(西代地下道)	長田区御屋敷通2丁目～大谷町1丁目	116							○	140
大手西地下道	須磨区権現町3丁目～大手町2丁目	477							○	578
堀池地下道	須磨区堀池町1丁目～大手町3丁目	449							○	544
菊畑地下道	須磨区堀池町2丁目～若木町1丁目	304							○	368
板宿駅(山陽電鉄)	須磨区平田町3丁目3番地10号	555	○					○	○	672
板宿駅(神戸市営)	須磨区大黒町2	3066	○					○	○	9522
大池北地下道	須磨区大池町5丁目	76							○	92
大池南地下道	須磨区行平町3丁目～大池町5丁目	146							○	176
天神橋西地下道	須磨区天神町	66							○	80
西舞子地下道(舞子町)	垂水区舞子町川東	186							○	225
須磨駅西地下道	須磨区須磨浦通5丁目	112							○	135
須磨浦地下道	須磨区須磨浦通	61							○	73
月見山地下道	須磨区北町3丁目～月見山2丁目	49							○	59
高倉台1丁目東地下道	須磨区高倉台1丁目	97							○	117
高倉台1丁目西地下道	須磨区高倉台1丁目	52							○	63
高倉台8丁目地下道	須磨区高倉台8丁目	128							○	155
高倉台6丁目地下道	須磨区高倉台6丁目	72							○	87
竜が台4丁目地下道	須磨区竜が台4丁目	52							○	63
中落合4丁目地下道	須磨区中落合4丁目	99							○	120
小東山ボックス東	垂水区小東山1丁目～2丁目	80							○	96
小東山ボックス西	垂水区小東山3丁目～4丁目	80							○	96
五色山地下道	垂水区五色山2丁目	99							○	120
山陽ガード下(舞子台)	垂水区舞子台1丁目	32							○	38
ティオ舞子	垂水区東舞子町10-1	2081						○	○	2522
西舞子地下道(西舞子1丁目)	垂水区西舞子1丁目	261							○	316
JRガード下(西舞子5丁目)	垂水区西舞子5丁目	36							○	43
JRガード下(狩口台7丁目)	垂水区狩口台7丁目	36							○	43
狩口台地下道北	垂水区狩口台3丁目	62							○	75
狩口道地下道南	垂水区狩口台3丁目	90							○	109
下津地下道橋	西区玉津町出合字出合屋敷	92							○	111
万代西神中央店	西区竹の台6-1-2	4483							○	5433

*令和6年12月現在

第3 救 援

第3 救 援

1 病院・医療機関等

(1) 災害拠点病院

2次保険 医療 圏域名	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
神戸	神戸大学医学部 附属病院	〒650-0017	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	078-382-5111
	独立行政法人 神戸市立医療センター 中央市民病院	〒650-0047	神戸市中央区港島南町2丁目1番地1	078-302-4321
	兵庫県 災害医療センター	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号	078-241-3131
	神戸赤十字病院	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号	078-231-6006
阪神南	兵庫医科大学病院	〒663-8131	西宮市武庫川町1番1号	0798-45-6111
	兵庫県立西宮病院	〒662-0918	西宮市六湛寺町13番9号	0798-34-5151
	兵庫県立 尼崎総合医療センター	〒66-08550	尼崎市東難波町2丁目17番77号	06-6480-7000
阪神北	宝塚市立病院	〒665-0827	宝塚市小浜4丁目5番1号	0797-87-1161
東播磨	兵庫県立 加古川医療センター	〒675-8555	加古川市神野町神野203番地	079-497-7000
	加古川中央市民病院	〒675-8611	加古川市加古川町本町439番地	079-451-5500
北播磨	西脇市立西脇病院	〒677-0043	西脇市下戸田652番地の1	0795-22-0111
中播磨	兵庫県立はりま姫路 総合医療センター	〒670-0836	姫路市神屋町3丁目264番地	079-289-5080
	姫路赤十字病院	〒670-8540	姫路市下手野1丁目12番1号	079-294-2251
	独立行政法人 国立病院機構 姫路医療センター	〒670-8520	姫路市本町68番地	079-225-3211
西播磨	赤穂市民病院	〒678-0232	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222

2次保険 医療 圏域名	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
但馬	公立豊岡病院組合立 豊岡病院	〒668-8501	豊岡市戸牧1094番地	0796-22-6111
	公立八鹿病院	〒667-0021	養父市八鹿町八鹿1878番地1	079-662-5555
丹波	兵庫県立丹波医療 センター	〒669-3464	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200
淡路	兵庫県立淡路医療 センター	〒656-0021	洲本市塩屋1丁目1番137号	0799-22-1200

*令和6年12月現在

(2) 災害対応病院

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公益財団法人甲南会 甲南医療センター	〒658-0064	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号	078-851-2161
医療法人 若葉会 六甲病院	〒657-0022	神戸市灘区土山町5番1号	078-851-8558
独立行政法人 労働者健康安全機構 神戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4丁目1番23号	078-231-5901
社会医療法人 神鋼記念病院	〒651-0072	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	078-261-6711
独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院	〒651-1145	神戸市北区惣山町2丁目1番地の1	078-594-2211
医療法人 川崎病院	〒652-0042	神戸市兵庫区東山町3丁目3番1号	078-511-3131
社会福祉法人 恩賜財団 済生会兵庫県病院	〒651-1302	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	078-987-2222
独立行政法人 神戸市立医療センター 西市民病院	〒653-0013	神戸市長田区一番町2丁目4番地	078-576-5251
独立行政法人 国立病院機構 神戸医療センター	〒654-0155	神戸市須磨区西落合3丁目1番1号	078-791-0111
公益社団法人 日本海員掖済会 神戸掖済会病院	〒655-0004	神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号	078-781-7811
独立行政法人 神戸市立医療センター 西神戸医療センター	〒651-2273	神戸市西区糺台5丁目7番地1号	078-997-2200

*令和6年12月現在

(3) 感染症指定医療機関

区分	名 称	郵便番号	所在地	電話番号
1 種	独立行政法人 神戸市立医療センター 中央市民病院	〒650-0047	神戸市中央区港島南町2丁目1番地1	078-302-4321
	兵庫県立 加古川医療センター	〒675-8555	加古川市神野町神野203番地	079-497-7000
2 種	独立行政法人 神戸市立医療センター 中央市民病院	〒650-0047	神戸市中央区港島南町2丁目1番地1	078-302-4321
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院	〒651-1145	神戸市北区惣山町2丁目1番地の1	078-594-2211
	独立行政法人 神戸市立医療センター 西神戸医療センター	〒651-2273	神戸市西区糺台5丁目7番地1	078-997-2200
	兵庫県立 尼崎総合医療センター	〒66-08550	尼崎市東難波町2丁目17番77号	06-6480-7000
	医療法人 喜望会 谷向病院	〒663-8215	西宮市今津水波町6番30号	0798-33-0345
	兵庫県立 加古川医療センター	〒675-8555	加古川市神野町神野203番地	079-497-7000
	姫路赤十字病院	〒670-8540	姫路市下手野1丁目12番1号	079-294-2251
	赤穂市民病院	〒678-0232	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222
	医療法人 千水会 赤穂仁泉病院	〒678-0173	赤穂市浜市408番地	0791-48-8087
	公立豊岡病院組合立 豊岡病院	〒668-8501	豊岡市戸牧1094番地	0796-22-6111
	公立八鹿病院	〒667-0021	養父市八鹿町八鹿1878番地1	079-662-5555
	兵庫県立 丹波医療センター	〒669-3464	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200
兵庫県立 淡路医療センター	〒656-0021	洲本市塩屋1丁目1番137号	0799-22-1200	

*令和6年12月現在

(4) 救急告示医療機関

①神戸市保健所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公益財団法人甲南会 甲南医療センター	〒658-0064	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5番16号	078-851-2161
公益財団法人甲南会 甲南医療センター 六甲アイランド [®] 甲南病院	〒658-0032	神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地	078-858-1111
医療法人 愛和会 金沢病院	〒657-0057	神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号	078-871-9001
神戸海星病院	〒657-0068	神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号	078-871-5201
医療法人 若葉会 六甲病院	〒657-0022	神戸市灘区土山町5番1号	078-851-8558
吉田アーデント病院	〒657-0835	神戸市灘区灘北通5丁目9番1号	078-861-0001
医療法人 康雄会 西病院	〒65-70037	神戸市灘区備後町3丁目2番18号	078-821-4151
独立行政法人 労働者健康安全機構 神戸労災病院	〒651-0053	神戸市中央区籠池通4丁目1番23号	078-231-5901
原泌尿器科病院	〒650-0012	神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号	078-371-1203
神戸大学医学部 附属病院	〒650-0017	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	078-382-5111
母と子の上田病院	〒651-0066	神戸市中央区国香通1丁目1番4号	078-241-3305
神戸市立医療センター 中央市民病院	〒650-0047	神戸市中央区港島南町2丁目1番地1	078-302-4321
兵庫県 災害医療センター	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号	078-241-3131
神戸赤十字病院	〒651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号	078-231-6006
神鋼記念病院	〒651-0072	神戸市中央区脇浜町1丁目4番47号	078-261-6711
神戸マリナーズ 厚生会病院	〒654-0004	神戸市中央区中山手通7丁目3番18号	078-351-2225
兵庫県立 こども病院	〒650-0047	神戸市中央区港島南町1丁目6番7号	078-945-7300
一般財団法人 神戸マリナーズ厚生会 ポートアイランド病院	〒650-0046	神戸市中央区港島中町4丁目6番地	078-303-6123
社会医療法人 榮昌会 吉田病院	〒652-0803	神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号	078-576-2773
川崎病院	〒652-0042	神戸市兵庫区東山町3丁目3番1号	078-511-3131

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
神戸百年記念病院	〒652-0855	神戸市兵庫区御崎町1丁目9番1号	078-681-6111
社会医療法人 社団正峰会 神戸大山病院	〒652-0802	神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号	078-578-0321
湊の杜病院	〒652-0035	神戸市兵庫区西多聞通1丁目1番21号	078-577-6661
神戸 アドベンチスト病院	〒651-1321	神戸市北区有野台8丁目4番地の1	078-981-0161
甲北病院	〒651-1313	神戸市北区有野中町1丁目18番36号	078-981-5456
恒生病院	〒651-1505	神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地	078-950-2622
春日病院	〒6511144	神戸市北区大脇台3番地の1	078-592-7500
医療法人社団顕修会 顕修会すずらん病院	〒651-1114	神戸市北区鈴蘭台西町2丁目21番5号	078-591-6776
独立行政法人 地域医療機能推進機構 神戸中央病院	〒651-1145	神戸市北区惣山町2丁目1番地の1	078-594-2211
済生会兵庫県病院	〒651-1302	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号	078-987-2222
松田病院	〒651-1232	神戸市北区松が枝町3丁目1番地の74	078-583-7888
真星病院	〒651-1242	神戸市北区山田町上谷上字古々谷12番地の3	078-582-0111
神戸ほくと病院	〒651-1243	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3	078-583-1771
神戸市立医療センター 西市民病院	〒653-0013	神戸市長田区一番町2丁目4番地	078-576-5251
公文病院	〒653-0021	神戸市長田区梅ヶ香町1丁目12番7号	078-652-3201
医療法人社団 十善会 野瀬病院	〒653-0042	神戸市長田区二葉町5丁目1番21号	078-641-2424
神戸朝日病院	〒653-0801	神戸市長田区房王寺町3丁目5番25号	078-612-5151
新須磨病院	〒654-0048	神戸市須磨区衣掛町3丁目1番14号	078-735-0001
医療法人 一高会 野村海浜病院	〒654-0055	神戸市須磨区須磨浦通2丁目1番41号	078-731-6471
独立行政法人 国立病院機構 神戸医療センター	〒654-0155	神戸市須磨区西落合3丁目1番1号	078-791-0111
医療法人社団 董会 北須磨病院	〒654-0102	神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1	078-743-6666
尾原病院	〒654-0121	神戸市須磨区妙法寺字荒打308番地の1	078-743-1135
高橋病院	〒654-0026	神戸市須磨区大池町5丁目18番1号	078-733-1136

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人 徳洲会 神戸徳洲会病院	〒655-0017	神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号	078-707-1110
医療法人 薫風会 佐野病院	〒655-0031	神戸市垂水区清水が丘2丁目5番1号	078-785-1000
舞子台病院	〒655-0046	神戸市垂水区舞子台7丁目2番1号	078-782-0055
神戸掖済会病院	〒655-0004	神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号	078-781-7811
医療法人社団 董会 名谷病院	〒655-0852	神戸市垂水区名谷町字梨原2350番地の2	078-793-7788
まっざきクリニック	〒655-0863	神戸市垂水区塩屋北町2-24-8	078-751-2100
社会医療法人 社団順心会 順心神戸病院	〒655-0008	神戸市垂水区小東台868番37	078-754-8700
足立病院	〒651-2113	神戸市西区伊川谷町有瀬696番地2	078-974-1122
みどり病院	〒651-2133	神戸市西区枝吉1丁目16番地	078-928-1700
医療法人社団 和敬会 協和病院	〒651-2211	神戸市西区押部谷町栄191番地の1	078-994-1202
独立行政法人 神戸市立医療センター 西神戸医療センター	〒651-2273	神戸市西区糶台5丁目7番地1	078-997-2200
偕生病院	〒651-2131	神戸市西区持子3丁目2番地の2	078-927-3211
医療法人社団董会 伊川谷病院	〒651-2111	神戸市西区池上2丁目4番地の2	078-974-1117
医療法人三友会 なでしこ レディースホスピタル	〒651-2242	神戸市西区井吹台東町2丁目13番地	078-993-1212
西北クリニック	〒651-2204	神戸市西区押部谷町高和字大坪775番	078-998-1101

*令和6年12月現在

②姫路市保健所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
國富胃腸病院	〒671-2222	姫路市青山3丁目33番1号	079-266-2355
社会医療法人 三栄会 ツカザキ病院	〒671-1227	姫路市網干区和久68番1	079-272-8555
医療法人 芙蓉会 姫路愛和病院	〒670-0974	姫路市飯田3丁目219番地の1	079-234-2117
井野病院	〒671-0102	姫路市大塩町汐咲1丁目27番地	079-254-5553
医療法人 松藤会 入江病院	〒672-8092	姫路市飾磨区英賀春日町2丁目25番地	079-239-3121
神野病院	〒672-8044	姫路市飾磨区下野田2丁目533番地3	079-235-5501
医療法人 公仁会 姫路中央病院	〒672-8501	姫路市飾磨区三宅2丁目36番地	079-235-7331
医療法人社団 みどりの会 酒井病院	〒671-2216	姫路市飾西412番地1	079-266-8833
姫路赤十字病院	〒670-8540	姫路市下手野1丁目12番1号	079-294-2251
医療法人社団 普門会 姫路田中病院	〒671-2201	姫路市書写717番地	079-267-2020
医療法人 ひまわり会 八家病院	〒670-0061	姫路市西今宿2丁目9番50号	079-298-1731
姫路聖マリア病院	〒670-0801	姫路市仁豊野650番地	079-265-5111
医療法人社団 光風会 長久病院	〒671-1152	姫路市広畑区小松町2丁目66番地1	079-237-5252
医療法人 仁寿会 石川病院	〒671-0221	姫路市別所町別所二丁目150番地	079-252-5235
城陽江尻病院	〒670-0947	姫路市北条1丁目279番地	079-225-1231
独立行政法人 国立病院機構 姫路医療センター	〒670-8520	姫路市本町68番地	079-225-3211
医療法人社団 綱島会 厚生病院	〒670-0074	姫路市御立西4丁目1番25号	079-292-1109
三栄会 広畑病院	〒671-1122	姫路市広畑区夢前町3丁目1番地1	079-230-0008
医療法人 松浦会 姫路第一病院	〒671-0234	姫路市御国野町国分寺143番地	079-252-0581
兵庫県立はりま姫路 総合医療センター	〒670-0836	姫路市神屋町3丁目264番地	079-289-5080
医療法人社団 夢前会 金田病院	〒671-2103	姫路市夢前町前之庄2934番地1	079-336-0016

*令和6年12月現在

③尼崎市保健所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院	〒660-8511	尼崎市稲葉荘3丁目1番69号	06-6416-1221
医療法人 朗源会 大隈病院	〒660-0814	尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号	06-6481-1667
社会医療法人 中央会 尼崎中央病院	〒661-0976	尼崎市潮江1丁目12番1号	06-6499-3045
医療法人社団 豊繁会 近藤病院	〒660-0881	尼崎市昭和通4丁目114番地	06-6411-6181
医療法人 尼崎厚生会 立花病院	〒661-0025	尼崎市立花町4丁目3番18号	06-6438-3761
合志病院	〒660-0807	尼崎市長洲西通1丁目8番20号	06-6488-1601
尼崎新都心病院	〒661-0976	尼崎市潮江1丁目3番43号	06-6493-1210
アイワ病院	〒661-0953	尼崎市東園田町4丁目101番地の4	06-6499-0888
はくほう会 セントラル病院	〒661-0953	尼崎市東園田町四丁目23番地1号	06-4960-6800
安藤病院	〒660-0892	尼崎市東難波町5丁目19番16号	06-6482-2922
医療法人 純徳会 田中病院	〒660-0084	尼崎市武庫川町2丁目2番地	06-6416-6931
兵庫県立 尼崎総合医療センター	〒66-08550	尼崎市東難波町2丁目17番77号	06-6480-7000
青木外科整形外科	〒661-0974	尼崎市若王寺1-2-23	06-6491-0148
医療法人社団 兼誠会 つかぐち病院	〒661-0012	尼崎市南塚口町6丁目8番1号	06-6429-1463

*令和6年12月現在

④西宮市保健所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
明和病院	〒663-8186	西宮市上鳴尾町4番31号	0798-47-1767
医療法人喜望会 谷向病院	〒663-8215	西宮市今津水波町6番30号	0798-33-0345
西宮協立 脳神経外科病院	〒6628211	西宮市今津山中町11番1号	0798-33-2211
医療法人社団 西宮回生病院	〒662-0957	西宮市大浜町1番4号	0798-33-0601
三好病院	〒663-8112	西宮市甲子園口北町24番9号	0798-67-3505
西宮市立 中央病院	〒663-8014	西宮市林田町8番24号	0798-64-1515
社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺病院	〒662-0863	西宮市室川町10番22号	0798-74-2630
笹生病院	〒662-0964	西宮市弓場町5番37号	0798-22-3535
兵庫県立西宮病院	〒662-0918	西宮市六湛寺町13番9号	0798-34-5151
社会医療法人 渡邊高記念会 西宮渡辺心臓 脳・血管センター	〒662-0911	西宮市池田町3番25号	0798-36-1880
兵庫医科大学病院	〒663-8131	西宮市武庫川町1番1号	0798-45-6111

*令和6年12月現在

⑤明石市保健所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
野木病院	〒674-0072	明石市魚住町長坂寺字ツエ池1003番地の1	078-947-7272
大西脳神経外科病院	〒674-0064	明石市大久保町江井島1661番地1	078-938-1238
特定医療法人 誠仁会 大久保病院	〒674-0051	明石市大久保町大窪2095番地の1	078-935-2563
社会医療法人 愛仁会 明石医療センター	〒674-0063	明石市大久保町八木743番地の33	078-936-1101
医療法人社団 仁恵会 石井病院	〒673-0881	明石市天文町1丁目5番11号	078-918-1655
地方独立行政法人 明石市立市民病院	〒673-8501	明石市鷹匠町1番33号	078-912-2323
医療法人社団 医仁会 ふくやま病院	〒673-0028	明石市硯町2丁目5-55	078-927-1514
あさひ病院	〒673-0033	明石市林崎町2丁目1番31号	078-924-1111
明石回生病院	〒674-0092	明石市二見町東二見549番地の1	078-942-3555
医療法人 明仁会 明舞中央病院	〒673-0862	明石市松が丘4丁目1番32号	078-917-2020
江井島病院	〒674-0065	明石市大久保町西島653	078-947-5311

*令和6年12月現在

⑥芦屋健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
市立芦屋病院	〒659-8502	芦屋市朝日ヶ丘町39番1号	0797-31-2156
芦屋セントマリア病院	〒659-0012	芦屋市朝日ヶ丘町8番22号	0797-23-1771
医療法人 昭圭会 南芦屋浜病院	〒659-0034	芦屋市陽光町3番21号	0797-22-4040

*令和6年12月現在

⑦宝塚健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
三田市民病院	〒669-1321	三田市けやき台3丁目1番地1号	079-565-8000
医療法人社団 尚仁会 平島病院	〒669-1531	三田市天神1丁目2番15号	079-564-5381
医療法人 尚和会 宝塚第一病院	〒665-0832	宝塚市向月町19番5号	0797-84-8811
こだま病院	〒6650-841	宝塚市御殿山1丁目3番2号	0797-87-2525
宝塚市立病院	〒665-0827	宝塚市小浜4丁目5番1号	0797-87-1161
医療法人 愛心会 東宝塚さとう病院	〒665-0873	宝塚市長尾町2番1号	0797-88-2200
宝塚病院	〒665-0022	宝塚市野上2丁目1番2号	0797-71-3111

*令和6年12月現在

⑧伊丹健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公立学校共済組合 近畿中央病院	〒664-8533	伊丹市車塚3丁目1番地	072-781-3712
伊丹恒生 脳神経外科病院	〒664-0028	伊丹市西野1丁目300番1	072-781-6600
市立伊丹病院	〒664-8540	伊丹市昆陽池1丁目100番地	072-777-3773
祐生病院	〒664-0874	伊丹市山田5丁目3番13号	072-777-3000
正愛病院	〒666-0024	川西市久代2丁目5番34号	072-758-5821
医療法人 晋真会 ベリタス病院	〒666-0125	川西市新田1丁目2番23号	072-793-7890
第2西原クリニック	〒664-0873	伊丹市野間8-5-10	072-778-9900
川西市立 総合医療センター	〒666-0017	川西市火打1丁目4番1号	072-789-8199
医療法人 協和会 協立記念病院	〒666-0121	川西市平野1丁目39番1号	072-792-1301

*令和6年12月現在

⑨加古川健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人社団 仙齢会 はりま病院	〒675-0158	加古郡播磨町北野添2丁目1番15号	078-943-0050
医療法人社団 松本会 松本病院	〒675-0039	加古川市加古川町粟津232番地の1	079-424-0333
兵庫県立 加古川医療センター	〒675-8555	加古川市神野町神野203番地	079-497-7000
はくほう会加古川病院	〒675-0009	加古川市神野町西条1545番1	079-438-0621
医療法人社団 順心会 順心病院	〒675-0122	加古川市別府町別府8 6 5 番地 1	079-437-3555
中谷整形外科病院	〒675-0101	加古川市平岡町新在家105番地	079-426-3000
医療法人社団 せいわ会 たずみ病院	〒675-0022	加古川市尾上町口里790番地の66	079-456-2252
高砂市民病院	〒676-8585	高砂市荒井町紙町33番1号	079-442-3981
医療法人 徳洲会 高砂西部病院	〒676-0812	高砂市中筋1丁目10番41号	079-447-0100
加古川中央市民病院	〒675-8611	加古川市加古川町本町439番地	079-451-5500

*令和6年12月現在

⑩加東健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
市立加西病院	〒675-2311	加西市北条町横尾1丁目13番地	0790-42-2200
加東市民病院	〒673-1451	加東市家原85番地	0795-42-5511
大山記念病院	〒679-0321	西脇市黒田庄町田高313番地	0795-28-3773
多可赤十字病院	〒679-1114	多可郡多可町中区岸上280番地	0795-32-1223
西脇市立西脇病院	〒677-0043	西脇市下戸田652番地の1	0795-22-0111
服部病院	〒673-0413	三木市大塚218番地の3	0794-82-2550
ときわ病院	〒673-0541	三木市志染町広野5丁目271番地	0794-85-2304
三木山陽病院	〒673-0501	三木市志染町吉田1213番地の1	0794-85-3061
北播磨総合医療センター	〒675-1392	小野市市場町926番地の250	0794-88-8800
栄宏会小野病院	〒675-1316	小野市天神町973番	0794-62-9900

*令和6年12月現在

⑪中播磨健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公立神崎総合病院	〒679-2414	神崎郡神河町粟賀町385番地	0790-32-1331

*令和6年12月現在

⑫龍野健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人社団 景珠会 八重垣病院	〒679-4315	たつの市新宮町井野原531番地の2	0791-75-1222
たつの市民病院	〒671-1311	たつの市御津町中島1666番地1	079-322-1121
医療法人社団 一葉会 佐用共立病院	〒679-5301	佐用郡佐用町佐用1111番地	0790-82-2321
医療法人 聖医会 佐用中央病院	〒679-5301	佐用郡佐用町佐用3529番地の3	0790-82-2154
公立宍粟総合病院	〒671-2576	宍粟市山崎町鹿沢93番地	0790-62-2410
とくなが病院	〒679-4109	たつの市神岡町東鶯崎473番地の5	0791-65-2232
龍野中央病院	〒679-4121	たつの市龍野町島田 667番地の1	0791-62-1301
医療法人社団 栗原会 栗原病院	〒679-4167	たつの市龍野町富永495番地の1	0791-63-0572
いたがき総合診療 クリニック	〒679-4016	たつの市揖西町南山2丁目111番	0791-66-1199

*令和6年12月現在

⑬赤穂健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
医療法人社団天馬会 半田中央病院	〒678-0031	相生市旭3丁目2番18号	0791-22-0656
医療法人 伯鳳会 赤穂中央病院	〒678-0241	赤穂市惣門町52番地の6	0791-45-1111
赤穂市民病院	〒678-0232	赤穂市中広1090番地	0791-43-3222

*令和6年12月現在

⑭豊岡健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公立豊岡病院組合立 豊岡病院出石医療センター	〒668-0263	豊岡市出石町福住1300番地	0796-52-2555
公立豊岡病院組合立 豊岡病院	〒668-8501	豊岡市戸牧1094番地	0796-22-6111
公立浜坂病院	〒669-6731	美方郡新温泉町二日市184-1	0796-82-1611
公立香住病院	〒669-6543	美方郡香美町香住区若松540番地	0796-36-1166

*令和6年12月現在

⑮朝来健康福祉事務所

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公立八鹿病院	〒667-0021	養父市八鹿町八鹿1878番地1	079-662-5555
公立豊岡病院組合立 朝来医療センター	〒669-5267	朝来市和田山町法興寺392番地	079-672-3999

*令和6年12月現在

⑯丹波健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
岡本病院	〒669-2202	丹波篠山市東吹1015番地1	079-594-1616
兵庫医科大学 ささやま医療センター	〒669-2321	丹波篠山市黒岡5	079-552-1181
医療法人 敬愛会 大塚病院	〒669-3641	丹波市氷上町絹山513番地	0795-82-7534
医療法人社団 みどり会 にしき記念病院	〒669-2721	丹波篠山市西谷575番地の1	079-593-1352
兵庫県立丹波医療 センター	〒669-3464	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200

*令和6年12月現在

⑰淡路健康福祉事務所管轄

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
洲本伊月病院	〒656-0014	洲本市桑間428番地	0799-26-0770
兵庫県立淡路医療 センター	〒656-0021	洲本市塩屋1丁目1番137号	0799-22-1200
聖隷淡路病院	〒656-2306	淡路市夢舞台1番1	0799-72-3636
医療法人社団順心会 順心淡路病院	〒656-2156	淡路市大町下66番地の1	0799-62-7501
東浦平成病院	〒656-2311	淡路市久留麻1867番地	0799-74-0503
中林病院	〒656-0455	南あわじ市神代国衙1680番地の1	0799-42-6200
平成病院	〒656-0442	南あわじ市八木養宜中173番地	0799-42-5335

*令和6年12月現在

2 火葬場

火葬場名	所在地	電話番号
甲南斎場	神戸市東灘区本山町田中南小路423	078-851-8050
有馬斎場	神戸市北区有馬町字京口山1814	078-743-1234 (鴨越斎場)
鴨越斎場	神戸市北区山田町下谷上中一里山14-1	078-743-1234
西神斎場	神戸市西区神出町南字美濃谷600	078-961-5251
名古山斎場	姫路市名古山町14-1	078-297-5030
清水谷斎場	姫路市夢前町宮置2-60	079-335-0451
宮区火葬場	姫路市家島町宮字東破風	電話無し
真浦区斎場	姫路市家島町真浦字矢内谷1952	電話無し
男鹿火葬場	姫路市家島町宮2165-11	電話無し
坊勢火葬場	姫路市家島町坊勢698-19	電話無し
こうふく苑	姫路市香寺町土師333	079-232-3196
尼崎市立弥生ヶ丘斎場	尼崎市弥生ヶ丘町1-1	06-6491-2500
西宮市満池谷火葬場	西宮市奥畑7-115	0798-72-2340
芦屋市聖苑	芦屋市三条町39-32	0797-25-2478
伊丹市宮斎場	伊丹市船原2-4-20	072-782-2176
宝塚市宮火葬場	宝塚市川面長尾山15-423	0797-87-7133
川西市斎場	川西市柳谷鷹尾山柿木谷10-1	072-799-0331
猪名川霊照苑	川辺郡猪名川町木津字奥山47-3	072-768-1206
三田市聖苑	三田市下槻瀬748-1	079-569-1215
あかし斎場旅立ちの丘	明石市和坂1-1-12	078-928-0940
加古川市斎場	加古川市上荘町白沢259-27	079-428-1915
稲美斎場ひじり苑	加古郡稲美町中一色285-2	079-492-7551
西脇多可広域斎場 やすらぎ苑	西脇市寺内519	0795-22-3644
三木市立みきやま斎場	三木市福井字三木山2465-3	0794-82-2496

火葬場名	所在地	電話番号
高砂市立火葬場	高砂市西畑4-15-22	079-443-0093
加西市斎場	加西市鴨谷町字少婦谷307-6	0790-44-0760
小野加東斎場（湧水苑）	小野市万勝寺町435-88	0794-67-0164
播磨高原斎場（こぶし苑）	たつの市新宮町光都3-37-1	0791-58-0471
揖龍火葬場（筑紫の丘斎場）	揖保郡太子町佐用岡732	079-277-5500
ささゆり苑	相生市相生字成557	0791-22-7132
赤穂市斎場	赤穂市南野中759-2	0791-42-2310
つつじ苑	宍粟市千種町千種793-6	0790-72-0912 (しらぎく苑)
あじさい苑	姫路市安富町安志726	0790-66-3353
しらぎく苑	宍粟市一宮町杉田503-3	0790-72-0912
市川斎場	神崎郡市川町字飯森1068-40	0790-28-0780
豊岡市立豊岡斎場	豊岡市高屋467	0796-22-2013
香住斎場	美方郡香美町香住区下浜1510	0796-36-3144
広域美方苑	美方郡新温泉町竹田956-2	0796-92-1004
静霊苑	養父市八鹿町朝倉字下台100	079-662-7210
朝来市斎場	朝来市山東町大月23-2	079-670-7710
丹波市柏原斎場つつじ苑	丹波市柏原町下小倉2088-20	0795-72-5588
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山1025-1	0795-82-4217
丹波篠山市営斎場	丹波篠山市栗柄1155	079-590-8200
淡路市営津名火葬場	淡路市生穂2910	0799-64-1504
淡路市営室津火葬場	淡路市室津229	0799-84-0149
淡路市営岩屋火葬場	淡路市岩屋3139-4	0799-72-4479
淡路市営東浦火葬場	淡路市久留麻1289	0799-74-4737
洲本市火葬場	洲本市小路谷字小城1063-2	0799-22-6917
五色台聖苑	洲本市五色町鳥飼浦2696	0799-34-0612
南あわじ市斎苑桜花の郷	南あわじ市桜花の郷1	0799-20-9048

*令和6年12月現在

第4 緊急対応事態における災害・武力攻撃災害への対応

第4 緊急対処事態における災害・武力攻撃災害への対処

1 生活関連等施設の定義

施行令		施設の種類
27条 1号	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号の電気事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）	発電所
		変電所
27条 2号	ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）	ガス発生設備・ ガス精製設備 ガスホルダー
27条 3号	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの	取水施設
		貯水施設
		浄水施設
		配水池
27条 4号	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの	鉄道施設・ 軌道施設
27条 5号	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数3万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数3万に満たないものを除く。）	電気通信事業者 がその事業の用 に供する交換設 備
27条 6号	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備	国内放送を 行う放送局 の無線設備
27条 7号	港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	水域施設・ 係留施設
27条 8号	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項の航空保安施設	航空保安施設
27条 9号	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム	ダム
27条 10号	法第百三条第一項の危険物質等の取扱所	次ページ参照

(参考) 法第103条第1項の「危険物質等」は、施行令第28条各号に規定されている。その具体的な内容については、資料4-2 危険物質等の定義を参照。また、それらを取り扱う施設(施行令第27条10号で定められる「危険物質等の取扱所」)の一覧は、以下のとおりである。

施行令		施設の種類
28条1号	消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	危険物の取扱所
28条2号	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並び当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物劇物営業者の取扱所
		特定毒物研究者の取扱所
		毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所
28条3号	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類	火薬類の製造所(煙火等を除く。)
		火薬類の製造所(煙火)
		火薬庫
28条4号	高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)	高压ガスの製造施設(第一種製造者)
		高压ガスの貯蔵設備(第一種貯蔵所)
28条5号	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する原子力事業者が所持するものに限る。)	核燃料物質使用施設
28条6号	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)	核原料物質使用施設
28条7号	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物(同法第32条に規定する許可届出使用者等が所持するものに限る。)	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者の取扱所
28条8号	医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬局
		一般販売業の店舗
		毒薬劇薬の製造業者等
28条9号	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高压ガス保安法第2条の高压ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)	LNGタンク
		発電機冷却用水素ポンベ
		脱硝用アンモニアタンク
28条10号	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)	LNGタンク
		発電機冷却用水素ポンベ
		脱硝用アンモニアタンク
28条11号	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。))又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)	毒性物質の取扱所

※法…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

施行令…武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

2 危険物質等の定義

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
危険物		消防法 第2条第7項	同法第9条の4の指定数量 以上のもの	指定数量以上の貯蔵及び 取扱の場所に関しては、許 可が必要
	酸化性個体 (塩素酸塩類など)	同法別表第1 第1類		危険物の種類に応じて、指 定数量：50Kg、300Kg、 1000Kgの3段階
	可燃性固体 (赤りん、硫黄など)	第2類		危険物の種類に応じて、指 定数量：100Kg、500Kg、 1000Kgの3段階
	自然発火性物質及 び禁水性物質(カリウ ム、ナトリウムなど)	第3類		危険物の種類に応じて、指 定数量：10Kg、20Kg、 50Kg、300Kgの4段階
	引火性液体(石油 類、アルコールなど)	第4類		危険物の種類に応じて、指 定数量：50Lから1000Lま での8段階
	自己反応性物質 (ニトロ化合物など)	第5類		危険物の種類に応じて、指 定数量：10Kg、100Kgの2 段階
	酸化性液体 (過酸化水素水など)	第6類		指定数量：300Kg
毒物及び 劇物	毒物(58成分)	毒物及び劇物 取締法 第2条第1項 同法別表第1	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品及び医薬部外品以 外 (同法第2条) ・以下の者が取り扱うもの (令第28条第2号) 毒物劇物営業者 (同法第3条第3項) 特定毒物研究者 (同法第3条の2第1項) 業務上取扱者 (同法施行令第41条) 	毒物劇物営業者(登録制) ：製造業者、輸入業者、販 売業者 業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業 (5トン車以上) しろあり防除業
	劇物(240成分)	同条第2項 同法別表第2		
火薬類	火薬	火薬類取締法 第2条第1項第 1号		製造、販売、貯蔵はそれぞ れ、許可を受けた製造施 設、販売所、火薬庫で行わ なければならない。 許可権者 製 造：経済産業大臣 その他：神戸市長
	爆薬	同法同条同項 第2号		
	火工品	同法同条同項 第3号		

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	(同法第3条:適用除外) ・高圧ボイラー及びその導管内における高圧蒸気 ・鉄道車両のエアコンディショナー内 ・船舶内、鉱業を行うための設備内 ・航空機内 ・電気工作物(発電用のもの)内 ・原子炉及びその附属施設内 ・災害の発生のおそれのないもので政令で定めるもの	製造及び貯蔵所(容積300立方メートル以上)の設置は知事の許可又は届出が必要(許可、届出の別はガス種及び容積による) 販売は、販売所ごとに知事への届出が必要
核燃料物質及びこれによって汚染されたもの		原子力基本法 第3条第2号	次の者が所持するもの ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等 ・当該事業者等から運搬を委託された者 ・受託貯蔵者	右の事業者等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項) 製錬事業者 加工事業者 試験研究用等原子炉設置者 外国原子力船運行者 発電用原子炉設置者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 使用者
核原料物質		原子力基本法 第3条第3号	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	
放射性同位元素及びこれによって汚染されたもの		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第2条第2項	許可届出使用者等(同法第32条)が所持するもの	
毒薬及び劇薬	毒薬	医薬品医療機器等法 第44条第1項	薬局等開設者(同法第46条第1項)が取り扱うもの	薬局等開設者(許可制) 薬局開設者 医薬品の製造販売業者 製造業者 販売業者
	劇薬	医薬品医療機器等法 第44条第2項		
高圧ガス		高圧ガス保安法 第2条	電気事業法第38条第3項の電気工作物(発電用のものに限る)内	

危機物質	性質	根拠法令	定義	備考
生物剤及び毒素	生物剤	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法第2条第1項	業として取り扱う者が取り扱うもの	生物剤(同法第2条第1項) 微生物 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの又は毒素を産出するもの
	毒素	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第2項		毒素(同法第2条第2項) 生物によって生産される物質 人、動物、植物の生体内に入って増殖する場合にこれらを発病、死亡、枯渇させるもの 人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む
毒性物質		化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項	次の者が所持する者 ・許可製造者(同法第7条第1項) ・許可使用者(同法第12条) ・承認輸入者(同法第15条第1項第2号) ・廃棄物義務者(同法第18条第2項) ・指定物質の製造(同法第24条第1項から第3項及び第27条)、使用(同法第26条)、輸入に関する届出をした者(同法第28条)	毒性(同法第2条第1項) 人が吸入し、又は接触した場合に、これを死に至らしめ、又はその身体の機能を一時的もしくは持続的に著しく害する性質

3 危険物質等に対する措置

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
危険物 (令第28条第1号)	総務大臣	2以上の都県にわたって設置される移送取扱所において取り扱うもの	1. 製造、引渡貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限	
	知事	消防本部所在市町村以外で貯蔵及び取り扱われるもの	2. 所在場所の変更又はその廃棄	
	市町村長	消防本部所在市町村で貯蔵及び取り扱われるもの		
毒物及び劇物 (令第28条第2号)	厚生労働大臣一部の業者については知事	製造業者及び輸入業者が取り扱うもの	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	業務上取扱者 金属めつき業 金属熱処理業 毒物及び劇物運送業(5トン車以上) しろあり防除業
	知事 (店舗の所在地が保健所を設置する市にある場合は市長)	販売業者が取り扱うもの		
	厚生労働大臣及び知事	特定毒物研究者及び業務上取り扱う者が取り扱うもの		
火薬類 (令第28条第3号)	経済産業大臣 知事 市長	製造業者 販売業者 消費者	製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止(火薬類取締法第45条第1号)	
		製造業者 販売業者 消費者 その他火薬を取り扱う者	製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		所有者 占有者	火薬類の所在場所の変更又は破棄(同法同条第3号)	
		破棄した者	廃棄した火薬類の収去(同法同条第4号)	
高圧ガス (令第28条第4号)	経済産業大臣 知事 市長	第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者	製造のための施設、第一種貯蔵者、第二種貯蔵所、販売所または特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止(高圧ガス保安法第39条第1号)	
		第一種製造者 第二種製造者 第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者 第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者 販売業者 特定高圧ガス所有者 液化石油ガス販売事業者 液化石油ガスの充てん事業者 その他高圧ガスを取り扱う者	製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は破棄の一時禁止又は制限(同法同条第2号)	
		高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者	破棄又は所在場所の変更(同法同条第3号)	

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
核燃料物質 (令第28条第5号)	経済産業大臣	精錬事業者 加工事業者 使用済燃料貯蔵事業者 再処理事業者 廃棄事業者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者	核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物による災害を防止するための必要な措置(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項)	
	文部科学大臣	使用者 上記の者から運搬を委託された者 上記の者(運搬を委託された者を除く)から貯蔵を委託された者		
	国土交通大臣	船舶又は航空機による運搬に係る場合鉄道、軌道、策動、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬であつて、運搬するもの以外		
核原料物質 (令第28条第6号)	原子力規制委員会	低濃度又は微量で、使用の際に届出が不要なもの(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)以外のすべて	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	
放射性同位元素及び放射性汚染物 (令第28条第7号)	原子力規制委員会	使用者 販売業者 賃貸業者 廃棄業者 これらの者から運搬を委託された者	1. 所在場所の変更 2. 汚染の除去 3. その他放射線障害を防止するために必要な措置(放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第33条第4項)	
毒薬及び劇薬 (令第28条第8号)	厚生労働大臣	下記以外	1. 取扱所の一時使用停止又は制限(全部及び一部) 2. 製造、引渡、貯蔵、移動、運搬、又は消費の一時禁止又は制限 3. 所在場所の変更又はその廃棄	
	厚生労働大臣及び知事	知事の処分を受けている者が所持するもの		知事の処分を受けている者 薬局開設者 製造業者の一部 輸入業者の一部 販売業者
	農林水産大臣	専ら動物のために使用されることが目的とされるもの		
高圧ガス (令第28条第9号)	経済産業大臣 知事 市長	事業用電気工作物(発電用)内		事業用電気工作物の根拠法令 電気事業法第38条第3項

危険物質	措置の主体	措置の対象	措置	備考
生物剤及び毒素 (令第28条第10号)	生物剤又は毒素に係る事業を所管する大臣			右の事業を所管する主な大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
毒性物質(許可、届出をした者が所持するもの) (令第28条第11号)	経済産業大臣			

4 神戸市消防局NBC災害対応装備保有状況

資機材名			数量	
防護服	放射線防護消火服		30	
	レベルA防護服(耐熱型を含む)	タイプ1a	62	
		タイプ1b		
	レベルB防護服		50	
レベルC防護服		125		
呼吸保護具	空気呼吸器(酸素呼吸器を含む)		486	
	防毒マスク(全面・半面)		151	
	呼吸缶等	C災害対応用	110	
		放射性ヨウ素対応	184	
防じんフィルター		110		
測定機器	個人用線量計	ガラスバッジ・フィルムバッジ		
		熱ルミセンス線量計		
		ポケット線量計	290	
		その他		
	放射線測定器(サーベイメータ)	空間線量計	電離箱式	18
			GM計数管式	64
			シンチレーション式	1
			中性子線用	4
			その他	
		表面汚染検査計	GM計数管式	29
	シンチレーション式	1		
	その他			
有毒ガス検知器	有毒ガス検知管			
	有毒ガス測定器		28	
	可燃性ガス測定器		6	
	酸素濃度測定器			
	複合型ガス測定器		39	
	その他			
化学剤検知器	気体用	ハブサイト		
		ガスID		
		HGVI		
		LCD3.3	5	
		RKオーレット		
		ケミプロ100		
	スレットID	1		
	固体用・液体用	ハズマットID	1	
		プロテクター		
ベンダーX10				
化学剤遠隔検知装置				
生物検知器	バイオガーディアンシステム			
	IBAC		1	
	スマートバイオセンサー			
	ラビットバイオアラート			
	バイオキャプチャー			
	その他		1	

資機材名		数量	
除 染 用 器 具	除染シャワー	7	
	大型除染システム		1
		内 搭載車あり	1
	除染剤散布器	2	
	被除染者用簡易衣服	5	
特殊災害対応自動車		1	
	内 陽圧機能あり	1	

*令和6年12月現在

5 神戸市保有車両一覧*

所管 車両種類	市長室	危機管理室	会計室	企画調整局	地域協働局	行財政局	文化スポーツ局	福祉局	健康局	こども家庭局	環境局	経済観光局	建設局	都市局	建築住宅局	港湾局
乗用車	6					39	7	9	11	6	56	18	53	13	4	28
バス										7	8					
ジープ																1
広報車																
軽自動車								3	24		35	23	52			4
バイク																
トラック									1		20	3				1
小四貨物車					1	4			2	3		27	113			17
ダンプトラック									1			11	18			
ブルドーザ																
グレーダー													2			
ショベルカー													6			
クレーン車											1		4			1
被けん引車																
コンプレッサー																
トレーラー																
フォークリフト													2			
ポンプ車																
ポンプ付き救助車																
タンク車																
化学車																
はしご車																
屈折はしご車																
放水塔車																
泡原液搬送車																
支援車・特殊作業車																2
救助車																
10トンタンク車																
大容量ポンプホース延長車																
救急車																
無線車																
調査車・市民救急広報車																
小型ポンプ積載車																1
栄養指導車																
患者搬送車									2							
移動保健車																
レントゲン車																
薬剤散布車									5							
食品検査車																
し尿収集車									2		6					
ごみ収集車									1		204		16			1
高所作業車												1	2			1
汚泥収集車																
散水車											2					
計量車					1											
トラクター												1				
工作車																
管渠清掃車																
Wキャビン											2		41			
計	6	0	0	0	2	43	7	12	49	16	326	92	309	13	4	57

車両種類	所管																	消防団	合計	
	消防局	交通局	水道局	教育委員会	市会事務局	選挙管理委員会	人事委員会事務局	監査事務局	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区			小計
乗用車	33	8	39	10	3				3	2	4	3	2	2	6	4	9	378	378	
バス	1	492		17	1													526	526	
ジープ																		1	1	
広報車	25															1		26	26	
軽自動車		2	23	7				5	3	3	4	27	4	6	3	29	257	257		
バイク	18		6					7	2	2	5		4	6	9	7	66	66		
トラック			108														133	133		
小四貨物車		29	5					1				7					2	211	211	
ダンプトラック																		30	30	
ブルドーザ																		0	0	
グレーダー																		2	2	
ショベルカー	1																	7	7	
クレーン車			3															9	9	
被けん引車																		0	0	
コンプレッサー																		0	0	
トレーラー																		0	0	
フォークリフト																		2	2	
ポンプ車	32																	32	32	
ポンプ付き救助車	6																	6	6	
タンク車	25		5															30	30	
化学車	12																	12	12	
はしご車	10																	10	10	
屈折はしご車																		0	0	
放水塔車	1																	1	1	
泡原液搬送車	1																	1	1	
支援車・特殊作業車	19		2															23	23	
救助車	6																	6	6	
10トンタンク車	11																	11	11	
大容量ポンプホース延長車	5																	5	5	
救急車	42																	42	42	
無線車	14																	14	14	
調査車・市民救急広報車	1																	1	1	
小型ポンプ積載車																		1	172	173
栄養指導車																		0	0	
患者搬送車																		2	2	
移動保健車																		0	0	
レントゲン車																		0	0	
薬剤散布車																		5	5	
食品検査車																		0	0	
し尿収集車																		8	8	
ごみ収集車																		222	222	
高所作業車																		4	4	
汚泥収集車																		0	0	
散水車																		2	2	
計量車																		1	1	
トラクター																		1	1	
工作車																		0	0	
管渠清掃車																		0	0	
Wキャン																		43	43	
計	263	531	191	34	4	0	0	0	16	7	9	12	36	10	18	17	47	2131	172	2303

*令和6年12月現在

6 神戸市内飛行場外離着陸場一覧表*

NO.	地区	名 称	所 在	備 考	緯度経度 (世界測地系)	
					北緯	東経
1	東灘	芦屋カンツリーゴルフ練習場	本山町森	臨時	34度45分25秒	135度16分34秒
2		東おたふく山頂上	本山町本庄山	臨時	34度45分57秒	135度16分21秒
3		新明和工業(株)甲南工場ヘリポート	青木町1丁目1-1	臨時	34度42分55秒	135度17分29秒
4		海上自衛隊阪神基地隊	魚崎浜町37	臨時	34度42分16秒	135度17分14秒
5		瀬戸公園	魚崎南町1丁目2	臨時	34度42分45秒	135度16分50秒
6		住吉浜公園	住吉浜町	臨時	34度42分21秒	135度15分42秒
7		六甲アイランド FGバース	向洋町西3丁目	臨時	34度41分43秒	135度15分33秒
8		六甲アイランド L1バース	向洋町東4丁目	臨時	34度41分11秒	135度17分20秒
9	灘	灘丸山公園	五毛字丸山	臨時	34度43分26秒	135度13分11秒
10		王子陸上競技場	王子町2丁目1	臨時 ^{*1}	34度42分39秒	135度13分02秒
11		旧摩耶天上寺跡地	摩耶山町大石	臨時	34度43分51秒	135度12分21秒
12		記念碑台駐車場	六甲山町南六甲	臨時	34度45分26秒	135度13分46秒
13		六甲山サイレンスリゾート駐車場	六甲山町南六甲1134番	臨時	34度45分22秒	135度13分39秒
14		掬星台駐車場 (摩耶天上寺 西側駐車場)	摩耶山町2-2	臨時	34度44分17秒	135度12分09秒
15		市立六甲山牧場 北駐車場	六甲山町 中一里山1-1	臨時	34度45分09秒	135度12分25秒
16	中央	災害医療センター屋上ヘリポート	脇浜海岸通1-3-1	ヘリポート	34度41分48秒	135度12分43秒
17		兵庫県庁3号館屋上ヘリポート	下山手通4-65	ヘリポート	34度41分33秒	135度11分05秒
18		兵庫県警察本部庁舎屋上ヘリポート	下山手通5-4-2	ヘリポート	34度41分23秒	135度11分01秒
19		NTT西日本神戸中央ビル 屋上ヘリポート	海岸通11	ヘリポート	34度41分11秒	135度11分38秒
20		神戸大学医学部附属病院 屋上	楠町7丁目5-1	屋上場外	34度41分55秒	135度10分16秒
21		神戸労災病院 屋上	籠池通4丁目1-23	臨時	34度42分38秒	135度12分24秒
22	水上	神戸空港	神戸空港1番	空港 燃料	34度37分58秒	135度13分26秒
23		神戸市立医療センター 中央市民病院屋上	港島南町2丁目	屋上場外	34度39分35秒	135度12分53秒
24		みなとのもり公園	小野浜町	臨時	34度41分12秒	135度12分02秒
25		小野浜グラウンド	小野浜町	臨時	34度41分22秒	135度12分11秒
26		神戸空港島キロエリア	神戸空港	臨時	34度38分24秒	135度13分27秒
27		兵庫県立こども病院屋上	港島南町1丁目6番	屋上場外	34度39分45秒	135度13分05秒
28	兵庫	御崎公園	御崎町1丁目	臨時	34度39分26秒	135度10分14秒
29		兵庫駅南公園 (キャナルタウン横)	駅南通5丁目	臨時	34度39分51秒	135度09分38秒
30		市立遠矢浜グラウンド	遠矢浜町	臨時	34度38分55秒	135度10分10秒
31		榎新菊水ゴルフクラブ 駐車場	鳥原町ヌク谷1番	臨時	34度42分18秒	135度09分22秒
32	須磨	ユニバー記念補助競技場	緑台神戸総合運動公園	臨時	34度41分02秒	135度04分50秒
33		J R 西日本神戸総合グラウンド	大池町5丁目1	臨時	34度39分06秒	135度07分56秒
34		須磨海岸東側コンクリート部分	若宮町1丁目3番	臨時	34度38分34秒	135度07分43秒
35		須磨海岸中央広場	須磨浦通2丁目1番	臨時	34度38分33秒	135度07分09秒
36	垂水	舞子東海浜緑地 (アジュール舞子)	海岸通11	臨時	34度37分33秒	135度02分41秒
37		平磯芝生広場	平磯1丁目1	臨時	34度37分39秒	135度03分47秒
38		阪神高速道路(株) 名谷交通管理所	名谷町字前田961-1のうち、961-7のうち、961-11のうち	臨時	34度38分54秒	135度04分12秒
39		垂水健康公園 県民ふれあい広場	名谷町	臨時	34度39分29秒	135度03分52秒
40		苔谷公園	舞子台4丁目2番	臨時	34度38分14秒	135度02分12秒

NO.	地区	名 称	所 在	備 考	緯度経度（世界測地系）	
					北緯	東経
41	西	市立神港橋高校第二グラウンド	押部谷町栄	臨時	34度45分06秒	135度03分07秒
42		岩岡公園	岩岡町岩岡994	臨時	34度43分25秒	134度56分36秒
43		野中中央市民公園	岩岡町野中	臨時	34度43分28秒	134度55分59秒
44		(株)ナブテスコ西神工場グラウンド	福吉町1丁目1617-1	臨時	34度43分06秒	135度55分25秒
45		農業公園駐車場	押部谷町高和1557-1	臨時	34度44分01秒	135度02分29秒
46		上北古下池市民公園	神出町宝勢417-1	臨時	34度44分08秒	134度58分52秒
47		神出町公園	神出町田井627	臨時	34度44分43秒	134度58分49秒
48		シスメックス	室谷1丁目3-2	臨時	34度41分59秒	135度03分09秒
49		向井山公園	見津が丘1丁目	臨時	34度44分29秒	135度05分07秒
50		神戸市看護大学グラウンド	学園西町3丁目4番地	臨時	34度41分15秒	135度03分11秒
51		市立玉津中学校 第2グラウンド	玉津町今津364	臨時	34度40分49秒	134度59分36秒
52		川崎重工株式会社 精密機械カンパニー	櫛谷町松本234番地	臨時	34度41分11秒	135度00分01秒
53		株式会社ケーエスケー 兵庫物流センター	井吹台東町7丁目5番4号	臨時	34度33分33秒	135度02分39秒
54		北	株式会社スズケン 阪神物流センター	鹿の子台南町5丁目2番6号	臨時	34度51分23秒
55	神戸消防ヘリポート場外		ひよどり北町3丁目1	臨時	34度42分26秒	135度07分08秒
56	しあわせの村		しあわせの村1-1	臨時※1	34度42分39秒	135度06分52秒
57	静ヶ池		道場町生野南山	臨時	34度51分27秒	135度15秒48秒
58	みのたにグリーンスポーツホテル グラウンド		山田町原野1-1	臨時	34度46分26秒	135度08分40秒
59	掖谷公園多目的広場		鹿の子台南町5丁目	臨時	34度51分27秒	135度12分41秒
60	八多町公園多目的広場		八多町附物下殿閣	臨時	34度49分17秒	135度11分54秒
61	淡河環境センター		山田町福地北山 28-2	臨時	34度47分48秒	135度07分47秒
62	フルーツフラワーパーク駐車場		大沢町上大沢2150	臨時	34度50分44秒	135度11分35秒
63	裏六甲公園多目的広場		有野町唐櫃字六甲山	臨時	34度46分07秒	135度12分51秒
64	再度公園第2駐車場		山田町下谷上	臨時	34度43分15秒	135度10分37秒
65	あじさいスタジアム駐車場		有野町二郎	臨時	34度50分44秒	135度13分26秒
66	六甲唐櫃台公園		唐櫃台4丁目38番	臨時	34度47分11秒	135度12分41秒
67	J A兵庫六甲神戸北 営農総合センター		八多町深谷	臨時	34度49分11秒	135度10分32秒
68	つくはら湖展望台		山田町衝原	臨時	34度46分01秒	135度04分13秒
69	天王ダム スポーツガーデン		鈴蘭台東町9丁目3-5	臨時	34度43分09秒	135度09分30秒
70	都市局公有地		東有野台5丁目	臨時	34度48分19秒	135度14分22秒
71	うらら		淡河町淡河字長松寺574	臨時	34度48分42秒	135度06分01秒
72	塩田八幡宮 参拝者用駐車場	道場町塩田	臨時	34度52分26秒	135度14分20秒	
備考	拠点：航空活動拠点（1カ所） 燃料：燃料補給場所（1カ所） 空港（1カ所）、ヘリポート（4カ所）、臨時離着陸場（64カ所）、屋上場外（3カ所） 計72カ所 ※1 自衛隊機の活動拠点					
	作成年月日：令和5年10月1日					

*令和6年12月現在

(様式第1号)

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 緊 急 運 航 要 請 書

年 月 日

兵 庫 県 防 災 監 様

申 請 者 (要請機関の長)

正式要請時間	時 分	要請機関名	
担当者名		電 話	
災害種別	1 救 急 2 救 助 3 火 災 4 災害応急 ^{※1} 5 その他		
発生場所	市・町 番地		
臨時着陸場	市・町 名称 (臨時着陸場番号) ^{※2} :		
気象条件	天候: 視程 ^{※3} :		
無線呼出名称	臨時着陸場	活動隊	現地指揮本部
災害概要			

傷 病 者	氏名		年齢	歳	性別	男・女
症 状						
同 乗 者	医師・看護婦・関係者	関係者続柄		搬送元病院		
搬送先病院			搬 送 先 臨 時 着 陸 場			
搬 送 先 無 線 呼 出 名 称			電 源 の 要 否			

送 付 先 神戸市消防局警防部司令課 TEL : (078)331-0986
FAX : (078)331-0987

- ※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。
- ※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。
- ※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です

7 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場*

病院名	住所	災害拠点病院・救命センター						病院管轄消防本部	
		電話番号	適地番号	離着陸場名	種類	夜設	種別	消防本部名	電話番号
神戸市立医療センター 中央市民病院	神戸市中央区港島南町2-1-1	078-302-4321		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078-333-0119
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-241-3131		同センター屋上 所在地：病院と同じ	ヘリポート		災拠・救命・三次	神戸市消防局	078-333-0119
神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	078-231-6006		災害医療センター屋上ヘリポート 所在地：神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	ヘリポート		災拠	神戸市消防局	078-333-0119
神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7-5-2	078-382-5111	神戸320	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	拠点・救命・三次	神戸市消防局	078-333-0119
兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1	0798-45-6111	阪南322	阪神南広域防災拠点 所在地：西宮市甲子園浜3	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	西宮市消防局	0798-26-0119
兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9	0798-34-5151	阪南322	阪神南広域防災拠点 所在地：西宮市甲子園浜3	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	西宮市消防局	0798-26-0119
宝塚市立病院	宝塚市小浜4-5-1	0797-87-1161	阪051	武庫川河川敷緑地公園 所在地：宝塚市東洋町1	緊急離着陸場		災拠	宝塚市消防本部	0797-73-1141
西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652-1	0795-22-0111		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	北はりま 消防組合消防本部	0795-27-8119
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野203	079-497-7000	東播325	同センター敷地内ヘリポート 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	加古川市消防本部	0794-24-0119
加古川中央市民病院	加古川市加古川町本町439	079-451-5500	東播345	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	加古川市消防本部	0794-24-0119
兵庫県立はりま姫路 総合医療センター	姫路市紙屋町3-264	079-289-5000	中播359	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	災拠・救命・三次	姫路消防局	0792-23-0003
姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	0792-94-2251	中播321	同病院屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	姫路消防局	0792-23-0003
独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	姫路市本町68番地	079-225-3211	西113	シロトピア記念公園 所在地：姫路市本町68番地	緊急離着陸場		災拠	姫路消防局	0792-23-0003
赤穂市民病院	赤穂市中広1090	0791-43-3222	西129	千種川河川敷（サッカー場） 所在地：赤穂市南野中宇久保	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	赤穂市消防本部	0791-43-0119
公立豊岡病院	豊岡市戸牧1094	0796-22-6111 平日（内2205） 土日祝（内1051）	但319	同病院内ヘリポート 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）		災拠・救命・三次	豊岡市消防本部	0796-24-1119
公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878-1	079-662-5555	但200	八鹿町救急用ヘリコプター場外離着陸場 所在地：養父市八鹿町高柳2689-4	飛行場外離着陸場（継続）		災拠	南但消防本部	079-662-0119
兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7	0795-88-5200	丹波350	同センター屋上 所在地：病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠	丹波市消防本部	0795-72-2255
兵庫県立尼崎 総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77	06-6480-7000		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	災拠・救命・三次	尼崎消防局	06-6481-0119
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1-1-137	0799-22-1200		同センター屋上 所在地：病院と同じ	緊急離着陸場	有	災拠・救命・三次	淡路広域消防事務組合 消防本部	0799-24-0119
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1-6-7	078-945-7300		同センター屋上 所在地：病院と同じ	飛行場外離着陸場（継続）	有	小児三次	神戸市消防局	078-333-0119

*令和6年12月現在

8 大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート*

	医療機関名	災害用臨時ヘリポート
1	大阪公立大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
2	大阪市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
3	大阪急性期・総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
4	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	大阪城内太陽の広場
5	大阪赤十字病院	屋上臨時ヘリポート
6	大阪警察病院	屋上臨時ヘリポート
7	大阪大学医学部附属病院	屋上臨時ヘリポート
8	大阪府立中河内救命救急センター	屋上臨時ヘリポート
9	近畿大学病院	近畿大学医学部グラウンド
10	済生会千里病院	大阪大学医学部附属病院 屋上臨時ヘリポート
11	大阪医科薬科大学病院	大阪薬科大学グラウンド
12	関西医科大学病院	枚方防災ヘリポート
13	関西医科大学附属総合医療センター	淀川河川敷太子橋
14	市立東大阪医療センター	屋上臨時ヘリポート
15	堺市立総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
16	りんくう総合医療センター	屋上臨時ヘリポート
17	多根総合病院	鶴浜緑地グラウンド
18	岸和田徳洲会病院	屋上臨時ヘリポート

*令和6年12月現在

9 県外その他医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場*

	医療機関名	離着陸場
1	岡山赤十字病院（岡山県岡山市北区）	屋上臨時ヘリポート
2	岡山大学病院（岡山県岡山市北区）	屋上臨時ヘリポート
3	倉敷中央病院（岡山県倉敷市）	屋上臨時ヘリポート
4	津山中央病院（岡山県津山市）	病院敷地内
5	川崎医科大学附属病院（岡山県倉敷市）	屋上臨時ヘリポート
6	京都第一赤十字病院（京都府京都市東山区）	屋上臨時ヘリポート
7	独立行政法人国立病院機構京都医療センター （京都府京都市伏見区）	付近場外
8	洛和会音羽病院（京都府京都市山科区）	付近場外
9	市立福知山市民病院（京都府福知山市）	屋上臨時ヘリポート
10	宇治徳洲会病院（京都府宇治市）	屋上臨時ヘリポート
11	京都府立医科大学付属北部医療センター（京都府与謝郡与謝野町）	敷地東側：Hマーク有り
12	京都中部総合医療センター（京都府南丹市）	屋上臨時ヘリポート
13	京都府立医科大学附属病院（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
14	京都大学医学部附属病院（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
15	京都市立病院（京都府京都市）	屋上臨時ヘリポート
16	済生会京都府病院 京都大学医学部付属病院（京都府長岡京市）	付近場外
17	京都岡本記念病院（京都府久世郡久御山町）	屋上臨時ヘリポート
18	京都山城総合医療センター（京都府木津川市）	木津川市中央体育館
19	京都第二赤十字病院（京都市上京区）	付近場外

*令和6年12月現在

10 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧

○放射性物質に関する指導、助言を得ることができる機関

国立研究開発法人 日本原子力開発機構
原子力緊急時支援・研修センター

○放射線障害等に関して、助言を得ることができる機関

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
基幹高度被ばく医療支援センター

第5 様式集

第5 様式集

1 安否情報関係

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：

担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
（都道府県知事） 様
（市町村長）

申請者
住所（居所）
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
--	---

備考	
----	--

被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	

※ 申請者の確認	
----------	--

※ 備考	
------	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないでください。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日

様

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。

2 被害情報の報告様式

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分
 神 戸 市

1 災害が発生した日時、場所

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 区 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

区 名	人 的 被 害				住 戸 被 害		そ の 他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 症			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入する。

死亡地	年月日	性別	年齢	概 況

3 火災・災害等即報要領に定める報告

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	
				建物焼損表面積	m ²	
				林野焼損面積	a	
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1危険物 2指定可燃物 3高压ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6 RI等 7その他 ()	物質名			
	施設の区分 1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災活動 状況及び 緊急・救助活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防火組織	人	
			共同防火組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
その他	人				
災害対策本部等 の設置状況					
その他の参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部 名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢） 計 人	負傷者等	人（ 人）
	不明 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)	救助人員		
消防・救護・ 救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

火災・災害時即報要領第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分		被害			
災害名 ・ 報告番号	災害名		第	報	田	流失・埋没	ha	
	第					冠水	ha	
報告者名	（月 日 時現在）		畑	報		流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
					その他	文教施設	箇所	
						病院	箇所	
区分			被害			道路	箇所	
人的被害	死者		人			橋りょう	箇所	
	行方不明者		人			河川	箇所	
	負傷者	重傷	人			港湾	箇所	
		軽傷	人			砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟			清掃施設	箇所	
			世帯			崖くずれ	箇所	
			人			鉄道不通	箇所	
	半壊		棟			被害船舶	隻	
			世帯			水道	戸	
			人			電話	回線	
	一部破損		棟		電気	戸		
			世帯		ガス	戸		
			人		ブロック塀等	箇所		
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数	世帯		
世帯				り災者数	人			
人								
非住家	公共建物		棟		火災発生	建物	件	
	その他		棟			危険物	件	
						その他	件	

区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
その他	農業被害	千円	適用市町村 災害救助法	計	団体
	林業被害	千円			
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	千円		消防職員出動延人数	人	
			消防団員出動延人数	人	
備考	被害発生場所				
	被害発生年月日				
	被害の種類概況				
	応急対策の状況				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 				

※ 被害額は省略することができるものとする。

第6 条例・要綱等

第6 条例・要綱等

1 神戸市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日
神戸市条例第63号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、神戸市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び神戸市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 国民保護対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 国民保護対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部(以下「国民保護現地対策本部」という。)に、国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員を置く。

- 2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。
- 3 国民保護現地対策本部長及び国民保護現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

(施行細目の委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部)

第7条 第2条から前条までの規定は、神戸市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 神戸市国民保護協議会条例

平成18年3月31日
神戸市条例第64号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、神戸市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の数は、75人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事75人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 神戸市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市国民保護協議会条例(平成18年神戸市条例第64号)第8条の規定に基づき、神戸市国民保護協議会(以下「協議会」という)の運営に関して必要な事項を定める。

(会議)

第2条 会議の招集は、その期日の7日前までに、委員及び専門委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

2 協議会は、会長がその議長となる。

(会議の公開)

第3条 協議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成13年神戸市条例第23号)第10条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあつては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項但し書きに該当する事項は除く。

(代理)

第5条 委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会または部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第6条 協議会の幹事をもって、幹事会を組織する。

2 幹事会に幹事長をおき、幹事長は危機管理室長とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる

4 幹事会は、協議会において委任された事項を処理し、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

5 幹事が、事故その他やむを得ない理由により幹事会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(企画部会)

第7条 協議会に、国民の保護に関する計画の作成又は変更に係る企画及び立案等を行うため、企画部会(以下「部会」という。)を置く。

(部会における準用)

第8条 第2条から第5条までの規定は、部会の運営について準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

4 神戸市国民保護協議会の構成

(1) 神戸市国民保護協議会(令和6年12月現在)

◎会長(同法第40条第2項)

機関名	役職
神戸市	市長

・指定地方行政機関(同法第40条第4項第1号)

機関名	役職
近畿財務局神戸財務事務所	所長
近畿農政局兵庫県拠点	地方参事官(兵庫県担当)
兵庫森林管理署	署長
神戸運輸監理部	総務企画部長
近畿地方整備局	局長
第五管区海上保安本部神戸海上保安部	部長
神戸地方気象台	台長
近畿総合通信局	局長

・自衛隊(同法第40条第4項第2号)

機関名	役職
陸上自衛隊中部方面特科連隊	連隊長
海上自衛隊阪神基地隊	司令

・県(同法第40条第4項第3号)

機関名	役職
兵庫県神戸県民センター	センター長
兵庫県警察本部	神戸市警察部長

・市職員(同法第40条第4項第4-6号)

機関名	役職
神戸市	副市長
神戸市	副市長
神戸市	副市長
神戸市教育委員会	教育長
神戸市消防局	消防局長
神戸市危機管理室	危機管理監
神戸市危機管理室	危機管理室長

・指定公共機関(同法第40条第4項第7号)

機関名	役職
西日本旅客鉄道株式会社兵庫支社	兵庫支社長
西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部長
日本赤十字社兵庫県支部	事務局長
日本放送協会神戸放送局	局長
阪神高速道路株式会社 管理本部	神戸管理・保全部長
日本通運株式会社神戸支店	支店長
関西電力送配電株式会社 神戸本部	本部長
神戸電鉄株式会社鉄道事業本部	代表取締役専務執行役員
阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸部長
阪神電気鉄道株式会社都市交通事業本部	都市交通計画部 部長
山陽電気鉄道株式会社鉄道事業本部	本部長
神姫バス株式会社	常務取締役
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部	部長
一般社団法人兵庫県トラック協会	会長
株式会社ラジオ関西	社長

・知識/経験を有する者(同法第40条第4項第8号)

機関名	役職
神戸大学都市安全研究センター	センター長
神戸大学 地域連携推進本部	特命准教授
神戸市消防協会	会長
神戸市医師会	会長
公益社団法人兵庫県看護協会	会長
公益社団法人兵庫県看護協会	専務理事
神戸市自治会連絡協議会	会長
一般社団法人 神戸市婦人団体協議会	会長
社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	理事長
大沢防災福祉コミュニティ	委員長
神戸安全ネット会議(生活協同組合コープこうべ)	地域活動推進部統括部長
神戸商工会議所	専務理事
兵庫県港運協会	専務理事
兵庫県立大学大学院	教授
市民委員	神戸市ネットモニター
市民委員	神戸市ネットモニター
神戸市こども家庭局	こども家庭局長
神戸市北区役所	北区長
神戸市長田区役所	長田区長
神戸市地域協働局	地域協働局副局長

機関名	役職
神戸市福祉局	福祉局副局長
神戸市福祉局	福祉局監査指導部長
神戸市健康局	健康局副局長
神戸市健康局	健康局保健所部長
神戸市こども家庭局	こども家庭局副局長
神戸市こども家庭局	こども家庭局部長
神戸市建設局	建設局下水道部部長
神戸市建設局	建設局西建設事務所長
神戸市建築住宅局	建築住宅局建築指導部部長
神戸市教育委員会	教育委員会教育次長
神戸市行財政局	行財政局部長兼職員研修所所長
神戸市灘区役所	灘区副区長兼保健福祉部長
神戸市垂水区役所	垂水区保健福祉部長
神戸市こども家庭局	こども家庭局調査役

(2) 神戸市国民保護協議会幹事会(令和6年12月現在)

・指定地方行政機関の職員

機関名	役職
近畿財務局神戸財務事務所	総務課長
近畿農政局兵庫県拠点	総括農政推進官
兵庫森林管理署 神戸森林事務所	地域統括森林官
神戸運輸監理部	安全防災・危機管理調整官 企画調整官
近畿地方整備局	総括防災調整官
第五管区海上保安本部神戸海上保安部	警備救難課長
神戸地方気象台	防災管理官
近畿総合通信局	総務課長

・自衛隊に所属する者

機関名	役職
陸上自衛隊中部方面特科連隊	中部方面特科連隊第3科長
海上自衛隊阪神基地隊	警備科長

・県の職員

機関名	役職
兵庫県神戸県民センター	県民躍動室長
兵庫県警察本部	神戸市警察部庶務課長 警備課長 交通規制課長

・教育長及び消防長

機関名	役職
神戸市教育委員会	事務局長兼教育次長
神戸市消防局	総務部長 警防部長

・市職員

機関名	役職
神戸市危機管理室	危機管理室総務担当課長 危機管理室防災専門官 危機管理室危機対応担当課長 危機管理室防災体制整備担当課長 危機管理室計画担当課長 危機管理室地域安全推進担当課長 危機管理室防犯対策課長
神戸市市長室	市長室長
神戸市会計室	会計室長

機関名	役職
神戸市企画調整局	企画調整局長
神戸市地域協働局	地域協働局長
神戸市行財政局	行財政局長
神戸市文化スポーツ局	文化スポーツ局長
神戸市福祉局	福祉局長
神戸市健康局	健康局長
神戸市こども家庭局	こども家庭局長
神戸市環境局	環境局長
神戸市経済観光局	経済観光局長
神戸市建設局	建設局長
神戸市都市局	都市局長
神戸市建築住宅局	建築住宅局長
神戸市港湾局	港湾局長
神戸市東灘区役所	東灘区長
神戸市灘区役所	灘区長
神戸市中央区役所	中央区長
神戸市兵庫区役所	兵庫区長
神戸市北区役所	北区長
北神区役所	北神担当区長
神戸市長田区役所	長田区長
神戸市須磨区役所	須磨区長
神戸市垂水区役所	垂水区長
神戸市西区役所	西区長
神戸市水道局	水道局長
神戸市交通局	交通局長

・指定公共機関又は指定地方公共機関

機関名	役職
西日本旅客鉄道株式会社兵庫支社	副支社長
西日本電信電話株式会社兵庫支店	設備部 災害対策室次長
日本赤十字社兵庫県支部	事業部長兼救護課長
日本放送協会神戸放送局	コンテンツセンター長
阪神高速道路株式会社 管理本部神戸管理・保全部	総務担当課長
日本通運株式会社神戸支店	次長
関西電力送配電株式会社 神戸本部	統括グループ担当部長
神戸電鉄株式会社鉄道事業本部	運輸部 部長
阪急電鉄株式会社都市交通事業本部	運輸課長
阪神電気鉄道株式会社都市交通事業本部	都市交通計画部 課長
山陽電気鉄道株式会社鉄道事業本部	執行役員 安全推進・企画部長
神姫バス株式会社	バス事業次長
大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部	緊急保安チームマネジャー
一般社団法人兵庫県トラック協会	参事
株式会社ラジオ関西	コンテンツニュース部長

5 神戸市防災指令規程*

昭和43年4月1日

訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、神戸市防災指令(別表第1号及び第2号の表種類の欄に掲げる指令をいう。第3条の2第1項を除き、以下「防災指令」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この訓令において「職員」とは、本市に常時勤務する職員及びその他の職員のうち市長が定める職員とする。

2 市長の事務部局の職員以外の職員については、次条の規定に基づき市長が発令した防災指令は、それぞれの任命権者が発令したものとみなす。

3 この訓令において「局等」とは、局、局に属しない室、区役所、行政委員会の事務局、監査事務局及び市会事務局とする。

(防災指令の発令及び解除)

第3条 市長は、本市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは、全職員又はその都度指定する局等の職員に対し防災指令を発令する。

2 市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなつたと認めるときは、防災指令を解除する。

3 前2項の防災指令の発令及び解除については、必要に応じ、市長に代行して危機管理監が行うことができる。

(防災連絡会議)

第3条の2 防災指令(別表第1号の表に規定する神戸市地域防災計画に基づくものに限る。)の発令及び解除並びに気象情報、被害状況等の収集、伝達等について協議するため、防災連絡会議を危機管理監が必要に応じて開催するものとする。

2 防災連絡会議は、危機管理監が指定する者をもつて構成する。

(防災指令の種類、発令基準等)

第4条 防災指令の種類、発令基準、配備につくべき職員及びその活動内容は、別表のとおりとする。

(防災活動)

第5条 局等の長は、防災指令が発令されたときは、前条の配備につくべき職員を指揮し防災活動を実施しなければならない。

2 配備につくべき職員は、上司の命に従い、直ちに防災活動を実施しなければならない。

3 局等の長は、第1項の規定に基づき防災活動を実施したときは、職員の配備状況を直ちに危機管理監を通じて市長に報告しなければならない。

(防災指令の伝達)

第6条 防災指令は、神戸市地域防災計画及び神戸市国民保護計画の定めるところにより職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

(職員の心構え)

第7条 前条の規定により伝達を受けた職員は、第4条の配備につくべき職員以外の職員であつても、状況によつてはいつでも防災活動に従事できるよう心がけていなければならない。

(配備計画の作成)

第8条 局等の長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、毎年5月末日までに、危機管理監に提出しなければならない。

(待機手当)

第9条 防災指令の発令により災害待機を命ぜられた職員に対して、災害待機手当を支給する。

(配備職員への旅費の支給等)

第10条 防災指令の発令により配備につこうとし、又は配備の終了により帰宅しようとする職員(以下「配備職員」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、旅費を支給することができる。

(1) 通勤に利用する交通機関の運行又は運航が終了していることを理由として、当該交通機関以外の交通機関を利用する場合

(2) 通勤に利用する交通機関が途絶していることを理由として、当該交通機関以外の交通機関を利用する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める場合

2 配備職員について、次の各号のいずれかに該当する場合には、タクシーの利用を認めることができる。

(1) 交通機関の運行又は運航が終了している場合

- (2) 交通機関が途絶している場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、所属長が必要と認める場合
- 3 配備職員が自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具を使用した場合において、前項各号のいずれかに該当するときは、車賃を支給することができる。

(施行細目の委任)

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、危機管理監が定める

附 則

この規定は、昭和43年4月1日から施行する。

中略

附則(令和3年3月31日訓令甲第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(1) 神戸市地域防災計画に基づくもの

種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	活 動 内 容
連絡員 待機指令	気象庁の予報又は警報に基づき、いまだ防災指令第1号を発令するには至らないが、今後の連絡を緊密にする必要があると認められるとき。	局等の長があらかじめ定め、又は必要があると認める場合にその都度定める職員(以下「指定職員」という。)	気象庁の予報又は警報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令 第1号	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第13号に規定する警戒宣言が発せられ、本市の区域内に相当な影響があると予想されるときその他の災害が発生するおそれがあるが発生する時期、災害の規模等の予測が困難なとき。	指定職員	防災のための警戒及び情報の収集
防災指令 第2号	本市の区域内における震度が5弱若しくは5強の地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の津波警報があつたときその他の災害が発生するおそれがあるとき又は小規模な災害が発生したとき。	指定職員	予想される災害に対処するための準備処置又は発生した災害に対する応急措置
防災指令 第3号	本市の区域内における震度が6弱以上である地震が発生したとき、兵庫県瀬戸内海沿岸に係る気象庁の大津波警報(気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第5条に規定する津波特別警報をいう。)があつたときその他の大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は大規模な災害が発生したとき。	全職員	この表の防災指令第2号の項に規定する活動内容

(2) 神戸市国民保護計画に基づくもの

種 類	発 令 基 準	配備につくべき職員	活 動 内 容
連絡員 待機指令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急処理事態(以下「緊急処理事態」という。)又は同法第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)につながる可能性のある情報があるとき。	指定職員	緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる可能性のある情報、防災指令等の局等への部内伝達
防災指令 第1号	市外において緊急処理事態又は武力攻撃事態等につながる被害の情報があるとき。	指定職員	緊急処理事態又は武力攻撃事態等への警戒及び情報の収集
防災指令 第2号	本市以外の地方公共団体が国民保護対策本部を設置すべき都道府県又は市町村として武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第25条第2項の規定による指定の通知(以下「指定の通知」という。)を受けたとき又は本市の区域内において緊急処理事態若しくは武力攻撃事態等につながる軽微な被害の情報があるとき。	指定職員	予想される緊急処理事態若しくは武力攻撃事態等に対処するための準備処置又は発生した被害に対する応急処置
防災指令 第3号	本市が指定の通知を受けたとき又は本市の区域内において緊急処理事態若しくは武力攻撃事態等につながる重大な被害の情報があるとき。	全職員	この表の防災指令第2号の項に規定する活動内容

6 神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条－第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条－第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条－第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条－第17条）
- 第6章 雑則（第18条－第19条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、神戸市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）（以下「台帳」という。）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第1号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係

る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第3号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第4号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

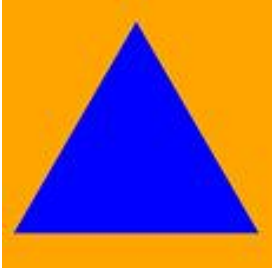
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 神戸市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室が行うものとする。



付 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

別紙 (第2条関係)

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例：神戸市 1)
帽章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図 (第2条関係)

表面	裏面																		
<div style="text-align: center;">  <p>神戸市長 Mayor of Kobe City 身分証明書 IDENTITYCARD</p>  </div> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card.....</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry.....</p>	<table border="1"> <tr> <td>身長/Height.....</td> <td>眼の色/Eyes.....</td> <td>頭髪の色/Hair.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:			血液型/Blood type.....					所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height.....	眼の色/Eyes.....	頭髪の色/Hair.....																	
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:																			
血液型/Blood type.....																			
.....																			
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																			
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																		

(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

特殊標章再交付申請書

神戸市長 様	年 月 日
申請者 住所： 電話： 氏名：	印
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失（破損等）年月日 3 紛失の状況（破損等の理由） 4 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第4号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

神戸市長 様	年 月 日
申 請 者 住 所： 電 話： 氏 名：	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

第7 省令・告示等

第7 省令・告示等

1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（安否情報省令）（様式は別掲）

（平成17年3月28日総務省令第44号）
（最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第五条総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一六日総務省令第七六号） 抄

（施行期日）

第一条この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条

2次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二略

三第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年内閣府告示第229号)
(最終改正：令和4年3月31日内閣府告示第38号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百三十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百三十円（冬季については、別に定める額を加算

した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用がある

ものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百二十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百八十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の数	二人世帯の数	三人世帯の数	四人世帯の数	五人世帯の数	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千七百円	二万四千円	三万五千六百円	四万二千五百円	五万三千九百円	七千八百円
冬季	三万千円	四万百円	五万五千八百円	六万五千三百円	八万二千二百円	一万千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器

具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万三千八百円以内、小人十七万九百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯六十五万五千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十一万八千円

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和三十二年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千七百元

(2) 中学校生徒一人当たり五千元

(3) 高等学校等生徒一人当たり五千五百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対し

て行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定め

るところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万八千三百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第二十号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十五号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十三号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十四号）

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十二号）

平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第九十号）

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十八号）

令和四年四月一日から適用する

3 火災・災害等即報要領（様式は別掲）

（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）
（最終改正：令和3年5月消防応第29号）

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

- d 特定違対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
 - (例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
 - (例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
 - (イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - (ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力

事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。） について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。） について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる

攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場

合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故 ((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内。又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領

(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」) の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

ウ 林野火災

(ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

- (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。

また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入する

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況

- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
- ・ 不審物（爆発物）の有無
- ・ 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防

組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

4 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

(平成17年8月2日赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16律第112号。以下「国民保護法」という。）第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)において同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。）
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
- (エ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
- (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
- (イ) 対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者（以下(イ)において「受託者」という。）及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させる

ための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。

- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章（以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。）は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

[図1]



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とす

る。

- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書I第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。
- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

- (5) 訓練及び啓発
- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
 - ・国〔内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における赤十字等の標章の使用等
- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号。（7）において「赤十字標章法という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
 - ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・許可権者（国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県の職員（③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
- ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
 - ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
 - ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行う

ものとする。

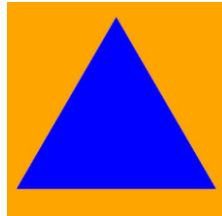
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

① 特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- ・特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

[図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書I第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案

し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ウ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O式及びR h式）が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

(イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。

(ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。

・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。

・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。

・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。

・ 国〔内閣官房、外務省、消防庁〕は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

赤十字 交 付
標章等に係る 申請書
特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者)様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 電話番号： E-mail：	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p>写真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)</p> </div>
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： cm 眼の色： 頭髪の色： 血液型： (Rh因子)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄)

資 格：

証明書番号：

交付等の年月日：

有効期間の満了日：

返納日：

[様式2]

赤十字標章等／特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間 の満了日	身長	瞳の色	髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
1				〇〇市の職員				茶	黒			帽子・衣服用×1		所属：〇〇〇〇課
2														

[様式3]

表面

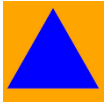

 <p style="font-size: small;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT For civilian medica personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocoll) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	
--	---

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

表面

 <p style="font-size: small;">(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: x-small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocoll)in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p>	
---	---

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

第8 締結協定一覽

第8 締結協定一覧（令和6年12月現在）

1 自治体との相互応援協定

協定名	担当課
災害時における相互応援協定（隣接市町）	危機管理室
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	危機管理室
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	危機管理室
下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	建設局下水道部計画課
神戸市及び岐阜市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定書	危機管理室
神戸市、洲本市及び徳島市の災害時相互応援に関する協定書、同実施細目	危機管理室
神戸市及び和歌山市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（大阪市）	健康局斎園管理課
災害時における火葬等の相互応援に関する協定書（京都市）	健康局斎園管理課

2 大都市との相互応援協定

協定名	担当課
広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画	危機管理室
2 1 大都市災害時相互応援に関する協定、同実施細目	危機管理室
下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	建設局下水道部計画課
1 9 大都市水道局災害相互応援に関する覚書、同実施細目	水道局技術企画課
2 1 大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書	福祉局政策課
2 1 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書	健康局政策課

3 消防組織にかかる応援協定

協定名	担当課
五都市消防相互応援協定	消防局警防部警防課
兵庫県広域消防相互応援協定	消防局警防部警防課
神戸市・芦屋市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・西宮市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・三田市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・三木市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・加古川市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・明石市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・宝塚市消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書	消防局警防部警防課
東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書	消防局警防部航空機動隊
神戸市・岡山市航空機消防相互応援協定、同協定に関する覚書	消防局警防部航空機動隊
大阪湾消防艇相互応援協定、同協定に基づく覚書	消防部警防部警防課
船舶における消防活動等に関する業務協定	消防局警防部警防課
大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定	消防局警防部警防課

4 防災関連機関等との応援協定

(1) 救助・医療体制等に関する機関との応援協定

協定名	担当課
災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定	健康局健康企画課
災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定	健康局健康企画課
災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定	健康局健康企画課
災害時医薬品集積センター等における業務協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定	健康局保健所医務薬務課
災害時の医療救護活動における医薬品等の供給協力に関する神戸市と一般社団法人神戸市薬剤師会との協定	健康局保健所医務薬務課
災害時医薬品集積センターとしての一時使用に関する協定書（学校法人兵庫医科大学兵庫医科大学）	健康局保健所医務薬務課
災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定	健康局健康企画課
災害救助犬の出動に関する協定書、同実施細目（日本レスキュー協会）	消防局警防部警防課
大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医薬品等の調達に関する協定書	消防局警防部救急課・健康局保健所医務薬務課
大規模災害時における救急活動及び救護所等での医療救護活動に必要な医療機器等の調達に関する協定書	消防局警防部救急課・健康局保健所医務薬務課
大規模災害時における医療用酸素の調達に関する協定書（一般社団法人日本産業・医療ガス協会）	消防局警防部救急課
大規模災害時における医療用衛生材料の調達に関する協定書（大阪衛生材料協同組合）	消防局警防部救急課
災害時における応急救護活動についての協定書（社団法人兵庫県柔道接骨師会）	健康局健康企画課
災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定	健康局健康企画課
災害対応病院協定書（甲南医療センター、六甲病院、労災病院、神鋼記念病院、川崎病院、神戸中央病院、済生会兵庫県病院、神戸医療センター、神戸掖済会病院、神戸市民病院機構）	健康局政策課

(2) 情報収集・伝達、広報等に関する機関との応援協定

協定名	担当課
災害時における放送要請に関する協定（NHK）	危機管理室・市長室広報戦略部
緊急警報放送の要請に関する覚書（NHK）	危機管理室・市長室広報戦略部
災害時における放送要請に関する協定（ラジオ関西、サンテレビ他）	危機管理室・市長室広報戦略部
災害時等の緊急放送に関する協定書（ジェイコムウエスト）	危機管理室

協定名	担当課
防災行政無線の再送信にかかる覚書（ジェイコムウエスト）	危機管理室
災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	市長室広報戦略部
災害時における情報の提供に関する覚書（近畿自動車無線協会）	消防局警防部司令課
災害時における多言語放送に関する協定（エフエムわいわい）	危機管理室
災害時における無人航空機の運用に関する協定（一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会、株式会社日本インシーク、国土防災技術株式会社神戸支店、日本コンピューターネット株式会社）	危機管理室
防災推進に関する協定書（株式会社フェリシモ）	危機管理室
防災啓発推進に関する協定書（NPO法人プラス・アーツ）	危機管理室
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）	危機管理室
災害時における医療連携のためのWEB会議運用への協力に関する協定（ZVC JAPAN株式会社）	健康局政策課

(3) 輸送・物資供給等に関する機関との応援協定

協定名	担当課
災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定（一般社団法人兵庫県トラック協会）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における支援協力に関する協定（兵庫県石油商業組合）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ナフコ）	経済観光局経済政策課
災害時の物資供給に関する協定書（合同会社西友）	経済観光局経済政策課
災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書（株式会社万代）	経済観光局経済政策課
災害時における食糧・物資の安定供給等に関する協定書	経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ファーストリテイリング）	経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（コーナン商事株式会社）	経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ほっかほっか亭総本部）	経済観光局経済政策課
災害時における物資供給に関する協定書（株式会社カインズ）	経済観光局経済政策課
緊急時における生活物資確保に関する協定（生活協同組合コープこうべ）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（近畿コカ・コーラボトリング株式会社）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（ダイドードリンコ株式会社）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（株式会社伊藤園）	危機管理室・ 経済観光局経済政策課
災害時における精米等の供給に関する協定書（兵庫六甲農業協同組合）	経済観光局経済政策課
災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書（株式会社ファミリーマート）	経済観光局経済政策課

協定名	担当課
災害時における食糧・物資の供給等に関する協定書 (株式会社ローソン)	経済観光局経済政策課
災害時における食料品等の供給等に関する協定書 (スターフェスティバル株式会社)	経済観光局経済政策課
災害救助用副食、調味料在庫業者一覧表 (神戸市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
災害時における生鮮食品等の供給協力等相互応援に関する協定 (各都市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定 (各都市中央卸売市場)	経済観光局経済政策課
災害時における物資調達に関する協定書 (コストコホールセールジャパン株式会社)	経済観光局経済政策課
災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定 (セツカートン株式会社)	福祉局くらし支援課
災害時における畳の提供等に関する協定 (5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会)	危機管理室
災害時のテント等の供給に関する協定書 (太陽工業株式会社)	危機管理室
災害時における輸送業務に関する協定 (一般社団法人兵庫県タクシー協会)	危機管理室・福祉局くらし支援課・経済観光局経済政策課
災害時等における船舶による輸送等に関する協定 (神戸旅客船協会)	港湾局経営企画課
災害時等における船舶による輸送等に関する協定 (社団法人日本外航客船協会)	港湾局経営企画課
災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(佐川急便株式会社)	危機管理室・経済観光局経済政策課
災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書(日本通運株式会社)	危機管理室・経済観光局経済政策課
災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定書 (福山通運株式会社)	危機管理室・経済観光局経済政策課
災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定書 (一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク/株式会社上組)	港湾局海岸防災課・危機管理室
災害時等におけるトイレ用凝固剤の提供に関する協定書 (スターライト販売株式会社)	環境局業務課
災害時における物資集積拠点等の協力に関する協定書 (株式会社ミラク)	危機管理室
感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (白鶴酒造株式会社)	危機管理室
感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (菊正宗酒造株式会社)	危機管理室
感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定 (櫻正宗株式会社)	危機管理室
感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定 (サイバーエイド有限会社)	危機管理室
災害時における環境衛生関係物資の供給等に関する協定書 (大日本除虫菊株式会社)	健康局環境衛生課
災害時における生活物資の供給等に関する協定書 (パナソニックホールディングス株式会社)	危機管理室

協定名	担当課
災害時における自動車輸送等の業務の協力に関する協定 (赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合)	危機管理室・ 経済観光局経済政策課

(4) その他災害対応等に関する機関との応援協定

協定名	担当課
災害時における応急対策業務に関する基本協定 (神戸市建築協力会等各種協力会)	危機管理室
災害時における被災建築物の解体撤去及び緊急時の協力等に関する協定 (一般社団法人兵庫県解体工事業協会)	危機管理室
災害時等の応援に関する申し合わせ (国土交通省近畿地方整備局)	危機管理室
災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書 (国土交通省近畿地方整備局等)	危機管理室
災害時等における相互協力に関する協定書 (西日本高速道路株式会社関西支社)	建設局道路管理課・ 道路工務課
災害時等における相互協力に関する協定書 (阪神高速道路株式会社)	建設局道路管理課・ 道路工務課
災害時等における相互協力に関する協定書 (神戸市道路公社)	建設局道路管理課・ 道路工務課
災害時における災害応急対策業務に関する協定書 (日本自動車連盟兵庫支部)	建設局道路管理課
災害時における災害応急対策業務に関する協定書 (兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合)	建設局道路管理課
災害時における調査等の相互協力に関する協定書 (公益社団法人土木学会関西支部)	建設局防災課
災害時における復旧支援協力に関する協定書 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会、神戸市下水道維持協会)	建設局下水道部管路課
大規模災害時における排水設備の応急復旧等に関する協定書 (神戸市管工事災害対策協力会)	建設局下水道部管路課
大規模災害時における下水管路資材の供給等に関する協定書 (積水化学工業株式会社)	建設局下水道部経営管理 課
大規模災害時における下水管路資材(排水設備他)の供給等に関する 協定書 (前澤化成工業株式会社)	建設局下水道部管路課
大規模災害時における避難所の排水設備等応急復旧に関する協定書	建設局下水道部管路課・ 教育委員会事務局
災害時における協力に関する協定 (独立行政法人都市再生機構西日本支社)	建築住宅局政策課
災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書 (独立行政法人住宅金融支援機構)	建築住宅局政策課
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人プレハブ建築協会)	建築住宅局政策課
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人全国木造建設事業協会)	建築住宅局政策課
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (一般社団法人日本木造住宅産業協会)	建築住宅局政策課

協定名	担当課
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書 (公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫支部)	建築住宅局政策課
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書 (公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)	建築住宅局政策課
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書 (一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会)	建築住宅局政策課
大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定書 (公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部)	建築住宅局政策課
災害時における引船の協力に関する協定、同実施細目 (協同組合神戸タグ協会)	港湾局経営企画課
災害時等における応急対策の協力に関する協定 (株式会社あかつき)	消防局警防部警防課
災害時等における消防用水の確保に関する協定書 (大阪広域生コンクリート協同組合)	消防局警防部警防課
協定書(食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点) (学校法人甲南学園、神戸学院、海星女子学院神戸海星女子学院大学、 学校法人行吉学園神戸女子大学)	経済観光局経済政策課
協定書(食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点) (特定目的会社阪神御影インベストメント)	経済観光局経済政策課
協定書(食料・物資の備蓄及び集積・配送拠点) (兵庫六甲農業協同組合)	経済観光局経済政策課
災害時における資機材等に関する協定書 (株式会社アクティオ)	経済観光局経済政策課
災害時における動物救護活動に関する協定書 (一般社団法人兵庫県獣医師会他)	健康局環境衛生課
災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定 (近畿地区連合獣医師会)	健康局環境衛生課
災害時等における消毒及び衛生害虫等の駆除業務に関する協定書 (一般社団法人兵庫県ペストコントロール協会)	健康局環境衛生課
災害時における栄養・食生活支援に関する神戸市と公益社団法人兵庫県 栄養士会との協定 (公益社団法人兵庫県栄養士会)	健康局健康企画課
災害時における協力に関する協定 (神戸 西神オリエンタルホテル)	福祉局くらし支援課
災害時における相互協力に関する協定書 (一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟)	福祉局高齢福祉課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (株式会社アベストコーポレーション)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (有馬温泉旅館協同組合)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (神戸市身体障害者施設連盟)	福祉局障害者支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (神戸市知的障害者施設連盟)	福祉局障害者支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (有料老人ホーム神戸ゆうゆうの里)	福祉局高齢福祉課

協定名	担当課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター)	福祉局くらし支援課
災害時における要援護者支援に関する協定 (学校法人玉田学園)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (クオリティライフ株式会社)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (桜商事株式会社・日本ホテル開発株式会社)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置、開設及び運営に関する覚書 (神戸市看護大学)	福祉局くらし支援課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (一般社団法人神戸市介護老人保健施設協会)	福祉局高齢福祉課
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (Arima Tourism&Ryokan Association協同組合)	福祉局高齢福祉課
緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸国際会館)	中央区役所総務部 地域協働課
緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸サンボーホール)	中央区役所総務部 地域協働課
緊急待避所としての一時利用に関する協定書 (神戸セントモルガン教会)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社PLACE)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (一般財団法人神戸市教育会館)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (松岡不動産株式会社)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社Plan・Do・See)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (学校法人 行吉学園)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (大成観光開発有限会社)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (一般財団法人兵庫県教育会館)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (株式会社都商事・パーソルラーニング株式会社)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (兵庫県市町村職員共済組合)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (創価学会)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (立正佼成会)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (神戸ポートピアホテル)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定 (兵庫県)	中央区役所総務部 地域協働課
帰宅困難者のための一時滞在施設としての利用に関する協定書 (ホテルオークラ神戸)	危機管理室

協定名	担当課
帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (デザイン・クリエイティブセンター神戸 (KIITO))	危機管理室
帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (公益財団法人神戸市民文化振興財団中央区文化センター)	危機管理室
帰宅困難者対策協力事業者認定通知書 (兵庫県私学会館)	危機管理室
災害時における帰宅困難者支援に関する協定書 (帰宅支援ステーション)	危機管理室
災害時における警備及び誘導に関する協定書 (総合警備保障株式会社)	危機管理室
災害時における神戸市と神戸市内郵便局との相互協力に関する覚書 (神戸市内郵便局)	危機管理室
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン)	危機管理室
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定書 (兵庫県行政書士会)	危機管理室
災害時における神戸市所管施設の緊急災害対策調査業務に関する協定書 (一般社団法人関西地質調査業協会)	危機管理室
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (西日本電信電話株式会社)	危機管理室
災害時におけるLPガス等の供給に関する協定 (一般社団法人兵庫県LPガス協会)	危機管理室
重油等単価協定書 (兵庫県石油協同組合)	行財政局契約管理課
災害時における連携協力に関する協定書 (全国市長会－日本弁護士連合会)	危機管理室
災害時における電気自動車からの電力供給及び水の供給に関する協定書 (兵庫日産自動車株式会社及び日産プリンス兵庫販売株式会社、株式会社神戸酒心館)	危機管理室
災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (三菱自動車工業株式会社)	危機管理室
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する覚書 (兵庫トヨタ自動車株式会社、神戸トヨペット株式会社他)	危機管理室
災害時における支援活動に関する協定書 (株式会社マツダオートザム北神)	北神区役所地域協働課
災害時におけるモバイルバッテリーの提供及びデジタルサイネージによる情報発信の協力に関する協定 (インフォリッチ)	危機管理室 市長室広報戦略部 企画調整局産学連携推進課
災害時におけるボランティア協定 (ライオンズクラブ国際協会)	福祉局くらし支援課
神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書 (社会福祉法人社会福祉協議会、各区社会福祉協議会)	福祉局くらし支援課
災害時における物資供給体制構築の支援等に関する協定書 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)	危機管理室
防災減災連携に関する覚書 (国立大学法人神戸大学)	危機管理室

協定名	担当課
災害対策の推進に関する協定書 (国立大学法人東京大学生産技術研究所)	危機管理室
損害調査結果の提供及び利用に関する覚書 (三井住友海上火災保険株式会社)	行財政局固定資産税課
神戸市と国立研究開発法人防災科学技術研究所との包括連携に関する協定書 (国立研究開発法人 防災科学技術研究所)	危機管理室
災害発生時における農地・農業用施設の復旧に関する基本協定 (兵庫県土地改良事業団体連合会)	経済観光局農政計画課
災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定 (垂水ゴルフ倶楽部)	危機管理室
災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関する協定 (神戸須磨Parks+Resorts共同事業体)	危機管理室
災害時等における法律相談等に関する協定 (兵庫県弁護士会)	危機管理室
災害時におけるレンタル機材及び資材の提供に関する協定 (株式会社ユニオンアルファ)	危機管理室
災害時におけるコンテナモジュールの提供に関する協定 (株式会社デベロップ)	危機管理室
災害時におけるムービングハウスの活用に関する協定 (一般社団法人日本ムービングハウス協会)	危機管理室
災害時における物資の供給及び施設の提供等に関する協定 (イケア・ジャパン株式会社)	危機管理室
災害時における板硝子設備等の応急復旧作業に関する協定 (兵庫県板硝子商工業協同組合)	危機管理室
災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定 (アート引越センター株式会社)	危機管理室
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定 (兵庫県司法書士会)	危機管理室
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (社会福祉法人芳友)	危機管理室
災害時における支援活動に関する協定 (セーバー技研株式会社)	灘区役所総務部 地域協働課
災害時におけるキャンピングカーの活用に関する協定 (キャンピングカー株式会社)	危機管理室